

第458回（定例）福崎町議会会議録

平成26年12月17日（水）

午前9時30分 開 議

1. 平成26年12月17日、第458回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 14名

1番	宮内 富夫	8番	前川 裕量
2番	木村 いづみ	9番	松岡 秀人
3番	牛尾 雅一	10番	難波 靖通
4番	城谷 英之	11番	小林 博
5番	富田 昭市	12番	高井 國年
6番	北山 孝彦	13番	釜坂 道弘
7番	石野 光市	14番	志水 正幸

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 志水利雄 主 査 佐野允保

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋田 正義	副 町 長	橋本 省三
教 育 長	高寄 十郎	技 監	松尾 成史
会 計 管 理 者	萩原 昌美	総 務 課 長	尾崎 吉晴
企 画 財 政 課 長	福永 聡	税 務 課 長	中塚 保彦
地 域 振 興 課 長	近藤 博之	住 民 生 活 課 長	谷岡 周和
健 康 福 祉 課 長	高松 伸一	農 林 振 興 課 長	井上 茂樹
ま ち づ くり 課 長	豊國 明仁	上 下 水 道 課 長	長澤 茂弘
社 会 教 育 課 長	山下 健介	学 校 教 育 課 長	山本 欽也

1. 議事日程

第 1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は14名でございます。定足数に達しております。
それでは、これより本日の日程に入ります。
本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 一般質問

議 長 日程第1は、あらかじめ通告のあります議員からの一般質問であります。

それでは、日程により、通告順に発言を許可いたします。

1 番目の通告者は、石野光市議員であります。

質問の項目は

1. 中小企業振興について
2. 温暖化対策の推進について
3. 町制施行60周年について

以上、石野光市議員。

石野光市議員 おはようございます。議員番号7番、石野光市でございます。通告順に従い、一般質問をさせていただきます。

ことは日清戦争開戦120周年の節目の年とされています。1890年、明治27年に始まった日清戦争については、近代日本での最初の対外戦争として、開戦のいきさつやその後の影響についても学ぶべきものがあると考えています。戦争を繰り返さない、平和への願いを改めて強める次第であります。

さて、最初の質問項目であります中小企業振興について、お尋ねいたします。

商工業振興基本条例の制定に向け、準備が行われております。町内の中小企業の業種ごとの実態調査が行われ、実態に即した施策の検討、立案、実施と効果の検証という循環が望まれるところです。中小企業の実態調査として、まず公表されている最新の職業別電話帳の町内分をリストアップし、業種ごとに分類すれば、商号、住所、電話番号が記録でき、さらに商工会への加入状況の把握にもつながるなど、各種の統計調査以上に町内の中小企業者の状況の把握に役立ち、さらに各種の施策の立案、実施と検証にも役立っていくものと思われるところです。

このようにデータベース化することによって、年次ごとの推移や状況、動態の把握に役立つものとするものですが、いかがでしょうか。

各地の商工業振興条例の先進例でも、聞き取り調査を含めて実態調査の重要性が広く指摘されているところです。

まず、町内でどのような分布で業種ごとの個人経営を含めた中小企業者があるのか、全体像を把握しながら、さらに細部の分析を進めるために、データベース、データファイルとして町が持つ、こうした取り組みは統計としての面からも適切ではないかと考えるものですが、いかがでしょうか。

業者委託も含めて検討することについて、お尋ねするものであります。

地域振興課長 中小企業の情報データベース化してはというご質問でございますけれども、福崎町商工会で会員以外の業者に関するデータがあるのかということで問い合わせをいたしました。

ご提案のありました電話帳のデータにつきましては、今年度兵庫県商工会連合会がN T Tから情報提供を既に受けておるようございまして、福崎町商工会にもデータが提供されておるとのことです。

福崎町商工会におきましては、このデータの活用として、今後商工会未加入の事業者に加入を働きかけていきたいということをお聞きしております。

しかしながら、この電話帳につきましても、20年、30年前でしたら、電話帳でほとんどが網羅されていたかと思っておりますけれども、近年、新しい事業者などにおかれましては、情報収集ですとか情報発信、これらの手法も多様化してきております。N T Tの電話帳に登載されていない利用者もふえてきているのではないかと考えられますので、データベース化をするためのソースとしては十分かといいますと、若干疑問も残るのではないかと考えております。

また、商工業に関する実態調査ということにつきましては、国の統計調査でも

経済センサスですとか、工業統計調査など、調査を行っております。事業者の方々にも協力をいただいているところでもありますけれども、調査員が直接出向いて説明をいたしましても、調査内容によっては回答を拒まれるというようなケースもございます。そのような中で実態調査として統計調査と同じような内容、また、立ち入ったような内容を聞き取るということにつきましては、限界があるのではないかと考えております。

このたび商工業振興基本条例の検討を進めているわけですが、この中では、商工業者みずからの創意工夫及び自助努力をもとにして、町商工業者、商工団体及び町民が協働して推進することを基本として条例案を提案しております。

今後、条例案が制定された後には、条例の理念にのっとり、商工会とも連携、協力しながら、商工業振興施策をどのように具体化していくのがよいのかということは、検討を進めていきたいというふうにも考えております。

石野光市議員 いずれにせよ、町として商工会との情報の共有等も含めて、いわゆる一人親方とも呼ばれたりする個人経営の業者さんたちのそういう実態の把握についても、鋭意取り組んでいただきたいというふうにも思います。

やはりその行政と個々の業者さんたちとの間の信頼関係というものが、こうした調査を進めていく上でも鍵になるというふうにも思います。行政として中小企業の実態を把握することによって、振興を図っていくその基礎とするという、その考え方がしっかりと伝わっていくということも大切ではないかというふうにも思います。

以前にも増して、実態調査が適切に進んでいくことを、そうした面からも強く願うところであります。

条例制定以前においても、当然こうした取り組みは、充実されていくべきだというふうにも思っております。

今までも町からは夏まつりの花火の協賛金のお願いは来たりするけれども、それ以外は余り顔出しもないというふうな声も聞いたりしております。やはりふだんからのふさわしい信頼関係というものを、さらに強めていっていただきたいというふうにも思っているところです。この辺についてはいかがでしょうか。

地域振興課長 まず、商工業の実態というところなんですけれども、どの市町もそうなんですけれども、商工会議所、また商工会という、そうした商工に関する施策、またそういった実態というんですか、把握をしながら考えていく組織もございます。

当然そういった中では、議員ご指摘のように、商工会と行政が連携をしながら、こういった形で施策を考えていくのかということところは十分承知をしておりますし、大事なところかと思っております。そういった決定につきましては、十分商工会とも連携しながら、進めていきたいとは考えております。

石野光市議員 中小企業振興条例の制定に向けた取り組み、またその制定後においても、商工会に加入されていない、そうした中小の業者の方たちにも、町の取り組む姿勢というふうなものが、しっかりと伝わっていくような、そういう取り組みを重ねて望むところです。

続いて、温暖化対策の推進について、お尋ねいたします。

2014年のノーベル物理学賞が、名城大学の赤崎勇教授、名古屋大学の天野浩教授、米カリフォルニア大サンタバーバラ校の中村修二教授の3氏に送られました。受賞理由として、明るく省エネ型の白色光源を可能にした効率的な青色LEDの発明とのことです。赤崎氏と天野氏は長年不可能だった青色

発光ダイオード、LEDの開発に成功、中村氏はその量産技術を開発し、世界で初めて製品化したこと、この青色LEDの実現で、既に開発されていた赤、緑とともに光の三原色をLEDでつくり出すことが可能になり、白色の照明や屋外のフルカラー大型ディスプレイなどの実用化につながったこと、長寿命で消費電力の少ないLEDは世界で爆発的に普及が進んだことが評価されたということでもあります。

LED照明が電力消費量で格段に有利な上に、長寿命化が図られる利点は、省エネルギー、省資源の面からも大いに普及が図られるべきであり、町としても町内のグラウンド等、新規の施設等で採用されているようでもあります。既設の防犯灯については、町設置分、自治会設置分も含めて、灯具の価格も蛍光灯と大差はないほどになってきているとも聞くところでもあります。

LEDへの切り替えが済めば、町や自治会の財政にも寄与することは明らかで、他の自治体でも積極的にLEDへの切り替えを行っている例があり、町として積極的に切り替えていくために推進することについていかがでしょうか。

落雷に弱いとの指摘も耳にするところですが、保険対応はできるのか、あわせてお尋ねをいたします。

住民生活課長 防犯灯のLED化についてでございますが、防犯灯を通常の蛍光灯からLEDに変えますと、消費電力は約半分以下になります。電力料金につきましても確認をいたしますと、蛍光灯ですと年額3,600円程度ですが、変更になりますと半額程度になるとのことで、議員の言われますように、温暖化対策にも経費節減にもつながることになってございます。

町設置の防犯灯につきましては、新設分につきましては、全て現在LEDタイプを設置しておりますし、また修繕におきましても、器具交換を伴うものにつきましては、LEDタイプへ更新をいたしております。

既存の蛍光灯につきましても、十分使用できるものもございますので、順次計画的にということではございませんが、器具点検、器具更新時には順次LEDタイプへの切り替えを行っていくこととしております。

また、蛍光灯は蛍光管の交換ができますが、LEDは球替えができないため、故障しますと器具ごとの交換ということになりますので、落雷には弱いということがあるかもしれませんが、年間修繕のうち落雷によるものとわかっているものについては一、二件程度でございまして、現在、落雷に係る保険につきましては、加入はいたしておりません。

石野光市議員 自治会設置分についての切り替えについて、町が誘導していくというんですか、推進を図っていくということについて、いかがでしょうか。

企画財政課長 自治会が蛍光灯を新設する場合がございますけれども、自治会の施設の補助をしております。1基当たり1万5,000円でございます。

25年度の実績で申し上げますと、11集落で20灯の交換がございました。その中で、蛍光灯とLEDの比率はほぼ半分ぐらいでございます。ただ、既に防犯灯の屋外型につきましては、生産を中止しているものが多くございますので、自然とLEDしか選択肢がないということでございますし、議員がおっしゃったように工賃も安くなってきておりまして、ほぼ1万5,000円で器具の取り替えが可能であるということでございますので、自治会のほうでもLEDへの取り替えが進んでいくものと考えております。

石野光市議員 業者に交換をしていただいて、関西電力にもLED化を図ったということの連絡をしないと下がっていかないというようなこともあると思います。やはり、全体の自治会にきちんとそうした手続の進め方などについて、また町としても

LED化について町の分も進めていくけれども、自治会の防犯灯についても積極的に進めていただきたいというふうな、意思表示というんですか、表明というふうなものは必要ではないかと思うんですが、この点についてはいかがでしょうか。

企画財政課長 LED化いたしますと、電気料金を下げるためには関電への申請が必要でございます。町内の電気業者に確認をしたわけでございますけれども、村で取り替えられた工事費の中に申請手数料も入っておるということでございまして、関西電力のほうに図面を添えて手続をするわけでございますけれども、取り替えの工事費に入っておるという回答でございます。全ての業者に聞いたわけではございませんけれども、手続は済んでおるということでございます。

石野光市議員 区長文書などで一斉にそうした通達というんですか、方向づけというようなことを今までにやられたことがあるのでしょうか。それともこれからやっていこうというふうにされているのか、その辺のところについてはいかがでしょうか。

企画財政課長 手続についての周知、広報などでの周知はしておりませんので、区長会とか、そういう機会を捉えまして、PRしたいと考えております。

石野光市議員 やはり、省エネルギー、省資源というふうな面で、町が総合計画でも積極的に取り組んでいくというふうにしている分野の問題であって、町も自治会についても同じように積極的な取り組みが進んでいくということを望むものであります。そうした点で、積極的な取り組みが一層推進していくように、取り組みを要望しておきます。

続いて、町制施行60周年について、お尋ねをいたします。

来る平成28年度に町制施行60周年を本町は迎えることとなります。平成27年度中に60周年を迎えるにふさわしい事業内容を住民参加で検討し、準備を進めていくべきではないかというふうにも考えるものですが、いかがでしょうか。

総務課長 第5次総合計画案においても、町民の参画と協働が大きな柱となっております。住民参加で検討する場を設ける中で、計画を進めてまいりたいと、このように思っております。

石野光市議員 教育委員会においても、小・中学生に60年間の町の歩みとして、小・中学校の歩み、柳田國男・松岡家の顕彰、1984年ロサンゼルスオリンピック柔道65キログラム以下級での松岡義之選手の金メダル受賞、吉識雅夫氏の造船工学と国産ロケット開発等への貢献などの文化・芸術・スポーツ面での貢献者の紹介や、町の水道、下水道、図書館、給食センターの整備等についても、年表で紹介するなどの取り組みは、児童・生徒の町への理解、また愛着等を醸成するという面で、大変効果的なものとも考えるものです。検討されたらというふうに思いますが、いかがでしょうか。

教 育 長 一つのご提案かと思えますけれども、私としてはこの企画は50年とか100年とか大きな節目の年に取り組むほうが、よりベターではないかなと、そういうふうに考えたりはするんですが、教育委員会では、昨年から柳田國男ふるさと賞を創設して、児童・生徒にふるさと調べを実施しております。そして、最優秀作品を柳田國男・松岡家記念館で展示、啓発して、12月には表彰しています。皆さん方は子どもたちの作品を見られたことがあるのでしょうか、私はもっと多くの人に見学に来てやってほしいと、残念に思っております。子どもたちの頑張りを、どう評価してやるのがよいかということになります。

ご提案のことは、この柳田國男ふるさと賞の中で取り組むことは可能です。ただ、取り組むことで、自分の学習にはなるとは思いますが、どう活用するかと

ということが大事ではないかと、こういうふうに思います。

また、学校の総合的な学習の時間の中で取り組むことも考えられますけれど、近年、子どもや学校にかかる負担が激増しております。子どもも学校も飽和状態になっている現状がございます。協働と参画のまちづくりをするために、子どもができることをすればいいと、こういうふうに思いますが、それをどう生かしてやるかということも考えていきたいと思えます。

ご提案があったことは校長会でも話題に出して、前向きに考えていきたいと思えます。

石野光市議員 教材を準備するという方法もあれば、また、いわゆる町の先生というふうな形ですか、いろいろ課外授業的な取り組みも既実践されているというふうにも思えます。そうした、課外授業的な場などでも、町は60周年を迎えるということについての啓発とともに、子どもに理解しやすい町の、郷土の、いわゆる文化・スポーツ・芸術等の貢献者の紹介とか、町の整備、下水道、水道、図書館、給食センターというふうに、子どもにもなじみの深いものが、この間整備されてきたというふうな紹介は、やはり適切ではないかというふうにも思ったりしております。

さまざまな方法を用いて、子どもたちの理解しやすい形で、そういう場が提供されたらというふうに思うところです。

教 育 長 60年といううれしい節目ですから、子どもたちも学校も私たちも力を挙げて、何かできることを考えていきたいと、こういうふうに思えます。

石野光市議員 目標を持って取り組んでいくということが、本当に総合計画と同様に大切なことだというふうに思っております。現状の分析とともに、課題を的確に把握して、実践していくという点で、一層のご精励を求めて、私の一般質問を終わります。

議 長 石野光市議員の一般質問を終わります。

次、2番目の通告者は木村いづみ議員であります。

質問の項目は

1. 体育館の環境整備について
2. 多目的グラウンドについて

以上、木村いづみ議員。

木村いづみ議員 議席番号2番、木村いづみでございます。議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、体育館の環境整備についてでございます。

ことしも想定外の自然災害が多く発生しており、豪雨による土砂災害、大雪による集落孤立など、全国各地で甚大な被害が起きました。災害が起こった際に避難所として多くが体育館を使用されています。昨年の委員会報告でありましたが、福井県における原子力災害発生時の県外広域一時滞在に伴う避難者の受け入れの中で、福井県地域防災計画における広域一時滞在先として、当町も小浜市の方を受け入れることになっています。

福井県において、原子力災害が発生した場合、対象原子力発電所から30キロ圏内の市町村については、汚染物質の風向きによる広がり方等により、福井県外への広域一時滞在が行われるとあり、神河町の受入人数が434人、市川町が654人、福崎町が834人と報告を聞いております。その後、人数の変更等はあったのでしょうか。また、当町における834人の避難所の場所と、各受入人数をお願いします。

住民生活課長 原子力災害により福井県からの受入先の施設、それと人数でございますけ

れども、福井県、京都府からの兵庫県各市町の受入人数につきましては、平成25年度に福井県や京都府、兵庫県と、それからそれぞれの関係市町によりまず広域避難調整会議が行われまして、関西広域連合の広域避難ガイドラインにより決定をされております。

これによりまして、福井県から本町への受入人数は、議員が言われましたとおり834人で、これは平成25年4月1日現在の人口をもとに決められたものでございます。

その後、避難元の小浜市が26年9月に小浜市広域避難計画を策定されておりました、その中では、26年4月現在の人口により見直しをされており、その人数は821人となっております。

本年3月に決まりました834人の福崎町での避難先と人数についてでございますが、福崎小学校、田原小学校で411人、福崎東中学校で220人、福崎西中学校で159人、サルビア会館で44人の計834人となっております。

木村いづみ議員 再度お尋ねしますが、田原小学校は入っていないんですか、その中に。

住民生活課長 田原小学校と福崎小学校で411人となっております。

木村いづみ議員 田原小学校の体育館は平成27年3月から4月解体工事着手となっております。平成28年3月完成予定となっておりますが、その間、広域一時滞在の受け入れが難しいと思われそうですが、田原小学校の体育館の建て替え工事をするということは、兵庫県や福井県には伝えてあるんでしょうか。

住民生活課長 先ほど申しました広域避難ガイドラインにおきまして、福崎町での受入人数が決まっておりますので、田原小学校体育館での受入可能人数は、他の施設で確保する必要がございます。したがって、建て替え期間中の約1年間の代替避難先としましては、広域避難先施設とは現在になっておりません同規模の八千種小学校を考えております。

この件につきまして、避難元の小浜市には、田原小学校の建て替え工事については連絡をしております、避難施設の変更が決定をしましたら、文書にて通知する予定といたしております。

また、兵庫県につきましては、変更した旨を連絡することとしております。

木村いづみ議員 ないことを願いますが、万が一解体工事に入るまでに受け入れるような事態が起こった場合、工事のほうは延期になるんですか。

学校教育課長 田原小学校体育館の建て替えはもう計画に入っておりますので、現在住民生活課のほうが進めております八千種小学校への変更で対応していきたいと考えております。

木村いづみ議員 平成27年3月から4月解体工事予定となっております、田原小学校の卒業式、また入学式等の学校行事、あと田原スポーツクラブの中でも、田原小学校の体育館を使用しているスポーツ等は完成までの間どうなりますか。

学校教育課長 小学校、田原小学校の来年3月の卒業式と、4月の入学式については、体育館のほう使用できないという状況ですので、小学校と打ち合わせながら、文化センターでの開催という方向で検討を進めております。

また、子ども会の球技大会等もございますので、これにつきましては、PTAとも協議しながら第2体育館を主な練習会場として、進めていくということで協議をしております。

また、田原スポーツクラブの活動場所なんですけれども、この田原スポーツクラブ、それから町の体育館職員と合わせて協議をしながら、東中学校体育館、それから八千種小学校体育館、また第2体育館の利用を視野に、協議検討を進めているところでございます。

木村いづみ議員 あとは八千種小学校の体育館にミーティングルームがありまして、その中に小さなキッチンがあるんですが、かなり狭くて使い勝手が悪く、大きなものを洗うのも困難であると聞いております。また私も一度使ったことがありますけれども、かなり使い勝手が悪かったと思います。

田原小学校体育館のミーティングルームの中にもキッチンがあると設計してありましたが、用務員さんや女性教職員の声は反映されているんでしょうか。

学校教育課長 八千種小学校体育館会議室の流し台につきましては、会議での給茶用具の準備、それから片づけということで設置したものでございます。ちょっとシンクが浅いというような話もお聞きはしております。

田原小学校の体育館に当たりましては、そのあたりの意見を聞きながら、反映させていきたいと考えております。

木村いづみ議員 避難所にもなる体育館ですから、また防災庫も備えているわけですから、使いやすい機能性の高いものにしていただきたいと思います。

とかく体育館は網戸もなく、虫が多く、夏は暑い、冬は寒いというイメージですが、これからの体育館は、夏涼しく、虫も入ってこなくて、冬は暖かい体育館であってほしいと願います。

東中の体育館ですが、カーテンが破れているのか、カーテンレールから外れているだけなのかわかりませんが、高いところがかなり傷んでいるように見えるんですけれども、教職員や町職員が直すには大変危険だと思われまます。カーテンのすき間から日が射して、バレーボール等のプレーの妨げになったり、また生地が傷んでいるようなら、再利用できるのであれば、そのカーテンの生地を使っていただいたりとか、業者に直してもらおうとか、速やかに修繕していただきたいと思いますけれども、東中学校の体育館のカーテンは前はいつ修繕されたんでしょうか。

学校教育課長 東中学校体育館のカーテンについては、平成14年に取り替えを行っております。学校施設につきましては、状況を見ながら優先順位を判断して、対応していきたいと思っておりますので、この件も十分調査をして、検討していきたいと思っております。

木村いづみ議員 壊れたり、破れたところをそのまま放置せずに、すぐにできるだけ早く修繕していただきたいと思いますのと、あと東中の体育館の東側のトイレも長い期間壊れておりますので、そちらも放置せずに、避難所になった場合に気持ちよく使っていただけるように速やかに修繕していただきたいと思います。

次に、多目的グラウンドについてであります。

多目的グラウンドの完成間近になってからの条例設置であります。町民の定義による町民の声をもっと早い段階で聞き、条例に反映すべきであると思っておりますけれども、パブリックコメントとかはなされたのでしょうか。

社会教育課長 パブリックコメントは実施をいたしておりません。

木村いづみ議員 旧の条例、その旧の条例もどの段階で条例を設置されたんでしょうか。今回同様使用開始間際だったんでしょうか。

社会教育課長 旧の条例というのは、福崎町民グラウンド設置及び管理に関する条例、福崎町スポーツ公園設置及び管理に関する条例かとは思いますが、まず、福崎町民グラウンドの設置及び管理に関する条例につきましては、昭和50年3月議会で承認をいただきまして、同年の5月から貸し出しを実施しております。

また、スポーツ公園におきましては、平成2年3月議会で承認をいただきまして、同年の4月から貸し出しをしておりまして、どちらもオープン間近となっているところでございます。

木村いづみ議員 計画や運用で本来明確にすべき利用目的、活用目的が十分に検討されないまま事業を進めるとどうなるでしょうね。整備された施設が有効に活用されないばかりか、維持管理の後年度負担が町財政に悪影響を及ぼしかねないと思われませんが、どうお考えですか。

社会教育課長 この条例設置におきましては、多目的公園の計画が昨年度の3月設計が完了いたしましたして、ある程度の概要が決まりました。それ以降、町の広報、また議会広報でも住民さんへは、いろんな形で啓発をさせていただいているところがございます。

また、当然、地元説明会も実施しております、この第5次総合計画の中におきましても、スポーツ、レクリエーションというような位置づけで上がっているところがございます。

そういった中で、今回条例を提案させていただいたところがございます。

木村いづみ議員 もっと早い段階でその計画の段階から、条例をつくるべきだと考えます。

次に、遊具の安全性についてです。

ツノっちーのデザインの遊具が設置されるようですが、安全基準に適合合格した遊具を発注されているとは思いますが、どこのメーカーのものですか。もちろん安全基準に適合したものだと思うんですけども。

社会教育課長 遊具につきましては、岡山県の大久保体器株式会社でございます。この会社につきましては、遊具の安全に関する基準に準拠しまして、遊具を制作している会社でございます。

木村いづみ議員 その遊具、雨ざらしになる遊具ですよ、外で。耐用年数と、年間何回ぐらい点検されるおつもりですか、また維持管理費は年間幾らぐらいかかる予定ですか。

社会教育課長 まず、どれぐらいもつかというところがございます。使用の頻度等によって当然変わってくるかとは思いますが。遊具のこのメーカーにつきましては、国土交通省の指針によりまして、ある程度のこの標準使用期間というのが決まっております。それは通常の気象条件、立地条件、利用状況の中で、安全上支障がないという期間でございますが、この製品につきましては、鉄製となっておりますので、15年が標準の使用期間となっております。

当然そこには消耗品がつけられておりますので、消耗品におきましては、15年以内でも交換する必要があるというふうになっております。ネットやロープなどの消耗品は、大体3から5年、交換が推奨時期となっております、点検等によりまして交換時期を検討していくというふうな形になります。

それから、維持管理に幾らぐらいの費用がかかるかでございます。点検につきましては、管理者側、いわゆる私たちがする点検と、あと専門業者による点検がございます。通常、私たちがする点検は月数回実施して、業者さん、専門の業者さんに点検をしていただくのは年1回というのが基準で決まっております、そういう形で実施していきたいと思っております。

専門の点検につきましては、年1回実施する予定なんです、ことしと来年、2年間は業者が無料で実施をしてくれます。3年目以降につきましては、大体1回6万円程度かかるというふうに聞いているところがございます。

木村いづみ議員 点検料が年6万円ですか。

社会教育課長 はい、そうです。

木村いづみ議員 遊具一つ設置しても、後々いろんな費用が必要となってきます。また、遊具の利用対象年齢は、これ何歳になっていきますか。

社会教育課長 この遊具につきましては、3歳から6歳が対象となるような設計となっております。

ます。

木村いづみ議員 利用対象年齢が3歳から6歳の幼児ですね。その場合、大人が必ず付き添う必要があると明記された注意看板が必要だと思うのですが、年齢・能力に適合しない遊具で遊ばせることに起因する事故等が起きた場合、補償問題等にもなってきますので、遊具の利用対象年齢に関係なく、大人が必ず付き添うように明記したような看板を設置していただきたいんですけれども、それは計画に入っておりますか。

社会教育課長 遊具の関係では、安全利用シールというのが業界でつくられているみたいです。そのシールには3から6というようなマークを遊具にはるといふような形なんですけど、実際、今議員さん言われましたように、そういう形での啓発というのは、何らかの形で必要かなというふうに思います。

また、保険につきましては、当然、賠償保険というのはこの遊具に入っておりますので、何かあった場合はそちらの保険から出るようになりますし、逆に町の瑕疵によりまして事故があった場合は、町も総合賠償保険に入っておりますので、そこから対応するという形にはなるかと思えます。

木村いづみ議員 不審者による声かけ事案等も、いろんな防犯上も考えて、安心・安全な遊び場づくりを願います。よいものをつくってくださったと町民に喜ばれるような施設をつくっていただけるようお願い、私の一般質問を終わります。

議長 木村いづみ議員の一般質問を終わります。

次、3番目の通告者は牛尾雅一議員であります。

質問の項目は

1. 若年層の定住対策について
2. 交通事故防止について
3. 防犯カメラ及び防犯灯の増設について

以上、牛尾雅一議員。

牛尾雅一議員 議席番号3番、牛尾雅一でございます。議長の許可をいただき、ただ今より一般質問をさせていただきます。

まず1点目の若年層の定住対策についてでございますが、今、社会は確実な人口減社会へそのスピードを加速し、そのことから国においても地方でも、子育て支援ということで、最重要課題と捉え、さまざまな政策を繰り広げ、その対策を本格的に繰り広げようとしています。

そこで、人口減対策はさまざまな事柄が考えられますが、若年層が定住するための環境整備の面について、お尋ねしたいと思います。

1点目に、まず本町における合計特殊出生率と人口の推移はどのように変化しているのか、また、それに関してどのような感想を持っておられるのか、お尋ねいたします。

企画財政課長 合計特殊出生率でございますが、国勢調査のデータによりますと、平成2年度では1.64、平成7年度では1.34、平成12年度では1.45、平成17年度は1.20、平成22年度で1.52人となっております。調査の年度のよりまして、増減はあるわけでございますけれども、平成2年度から低下傾向にあると考えられます。

これに関しての感想といたしましては、出生率を上げるためには就業を希望される方が働き続けながら出産や子育てができる環境づくりを一層推進していく必要があると考えております。

牛尾雅一議員 町民全体が共通認識として町の人口をみんなでふやしていこうという、そういう認識を持つことは非常に大事なことと感じております。

町として人口減少に歯どめをかける政策をつくり出していく必要がありますが、何かこれに向けた取り組みということをお考えでしょうか。

企画財政課長 第5次総合計画の中にも書いておりますけれども、認定こども園への移行によりまして、子育て支援策の充実でありますとか、町の顔としてJR福崎駅周辺整備などを進めまして、住む・学ぶ・働くの三つの機能の調和がとれたまちづくりを目指し、第5次総合計画の施策を実行していきたい、このように考えております。

牛尾雅一議員 ただ今答弁いただきましたが、具体的にどのような施策を、第5次総合計画の実施計画の中で掲げようとしておられるのか、案ができていたらしゃれば、お聞かせ願いたいと思います。

企画財政課長 人口を支えるための施策というのは、これをやれば確実に上がるという決め手がございませんので、総合計画でさまざまな角度から事業を展開してまいりまして、それを組み合わせて結果として人口を維持していくと、このような目的にしております。

牛尾雅一議員 ぜひその人口減少に歯どめをかける有効な計画を実施計画の中で策定していただきたいというふうに、思います。

次に、本町の利点を生かしまして、雇用機会の確保、そしてまた定住したくなる魅力づくりを実施し、若者の移住を促進する施策を実行すべきと考えますけれども、ご見解をお伺いいたします。

企画財政課長 議員ご指摘のとおりでございますが、全国的に人口が減少しています。この人口を維持するためには、魅力あるまちづくりへの知恵が問われるところでございます。議員の皆様のご意見をいただきながら、職員が一丸となりまして、取り組みを進めていかなければならないと考えておりまして、総合計画の中身を実行していくということでございます。

牛尾雅一議員 職員一丸、また議員、また町民の皆さんのいい知恵を結集して、人口増につながる政策をつくっていただきたいと思います。

次に、学校教育でも魅力のある教育の環境というんですか、そういう学校教育を創設していただくことによりまして、人口減対策の一つのなるものと考えておりますけれども、その点についてご見解をお伺いいたします。

教 育 長 私もそのように思いますので、その方向で頑張っております。例えば、幼・小及び小・中の交流、中学校の英語の先生が小学校で英語を教える。小学校6年生の中学校1日体験学習、サマースクールやウインタースクール、土曜英語教室、フクちゃん読書の日、ふるさと学習等は他町では余り見られない特色ある教育だと思っております。

打ち上げ花火のような大きな一発も美しいかもしれませんが、小さくても他に類をみない線香花火も美しいと、こういうふうに思っております。

牛尾雅一議員 いろいろ地道に取り組んでいただきまして、福崎町の教育水準は非常にいいということも聞いております。子どもは、無限の可能性を秘めているというふうに言われておりますので、子どものそういう豊かな感性を伸ばして、町の将来を担う子どもたちが育つように、努力していただきたいと思います。

続きまして、国は地方の時代を築くべく、地方創生大臣を設置し、地方に光を当てる政策の実現を図ろうとされています。国の方針などの情報を的確に把握し、国の支援を受け、町の活性化が図られ、若年層の定住促進につながる事業を考えておられるのか、お尋ねいたします。

副 町 長 今議会におきまして、第5次総合計画を上程いたしております。この事柄につきましては、10年後の人口が1万8,500人と予測されていると

ころでありますけれども、この総合計画を進めることによって1万9,500人の人口を維持していきたいという形をお示しさせていただいているところであります。

議員ご承知のように、隣の市川町、また神河町、20年前からの人口を見ますと、両方とも4,000人ずつ減っております。福崎町は当時から含めまして1万9,700人から1万9,500人、これらを維持しているわけでありまして、圏域における人口は確実に減っておりますけれども、福崎町は人口は維持しているというところであります。

総合計画の中でも、指針をお示ししておりますように、基本構想、基本計画で町の活性化、若者等の定住促進につながることを盛り込んでいるところであります。

具体的に地方創生における分野、まち・ひと・しごと法案等が通っております、これらの中で国から示されている具体的な施策につきましては、企業等については都市から地方へと、また、観光等に力を入れるといったような形が具体的な例で示されているわけでありまして、それ以外のところは今後地方の考え方を集めながら、それらを具体的に示していくというような姿勢がとられているところでありまして、それらの国の情報等は、議員ご指摘のように取り入れるような考え方で、今のところ姿勢を示しているところであります。

なお、総合計画を推進することによって、まち・ひと・しごと創生に対する国との歩調は合わせられるものと思っております。

牛尾雅一議員 ただ今答弁いただきまして、国の動向をいち早くつかむ手法というか、熱意を持ってそれに取り組んでいただきまして、国の意図するところに沿う事業を提案していただきまして、採択され、町の活性化が図られるよう努めていただきたいと思っております。

次に、東部工業団地は8区画全て完売となっております。それで、第5次総合計画の中にも、工業団地の拡充ということも掲げられておりますので、工業団地の拡張は、隣接のところにできないのか。

また同時に、福崎町には他町から通勤されている方は町民という定義の中に入ってございますので、その方々がその工業団地の近くの、工業団地の地域内以外のところ、近くに住宅が建てられるということになりますと、町の人口、また若年層に定住によります人口増、また、子どもさんということで学校の人数の増というのにも大きく貢献していただけますので、社員の方が、住宅が建てられるというふうな施策は考えられないのか、お尋ねいたします。

まちづくり課長 工業団地の拡張でございますが、今議員が申されましたように、この議会に審議いただいております第5次総合計画の中の基本構想1-3の土地利用で、工業ゾーンはということでお示しをしております。工業団地の拡張も視野に入れながら、道路網の整備、既存産業の技術、情報、人的交流などへの配慮に努め、良好な工業団地としての充実に努めます。

また、基本計画では第6章、まちの基盤、施策5、市街地整備におきまして、町の取り組みとして工業団地の規模拡大などについて、民間開発の支援、誘導を図りますと位置づけておりますので、この総合計画の方針に基づいて、取り組んでいきたいと考えております。

また、工業団地内では社宅等の建設はできないものとなっております。また、近隣といいますか、その隣接します市街化調整区域でも社宅等の建設はできないことになっております。ただ、都市計画法第34条第1号から第14号までございますが、この規定により許可を受けた開発行為に係る事業所または従前

からの当該市街化調整区域に存する事業所において、業務に従事する者の住宅、寮等で当該土地の区域に建設することをやむを得ないと認められるものについては可能となっております。

牛尾雅一議員 今、詳しく説明いただいたんですけど、その社宅の条件とかいうのは、ちょっとはっきり私もわかりませんが、またその福崎町の東部、西部を含めまして、企業団地も含めまして、その付近も大変多くの社員の方が来られて、近くで住みたいと思われる方も多くおられると思いますので、また研究もしていただきたいと思います。

続きまして、その市街化調整区域が今も出てきたんですけども、市街化調整区域の高岡地域とか大貫、八千種地域も人口減少が続いております。地方創生を国が進められている今、国の特別に認めるというか、そういうことを研究していただきまして、調整区域という枠を外していただくことも、営農で組織されて、農業をされているという、そういうところは別なんですけど、小さな部落とか、地域とか自治会とか、そういうところにはですが、地縁者も含めまして、一般の方も住宅を建てられるというふうなことを、考えていただきまして、定住人口をふやして、人口減が続く自治会の支援というか、そういうことにも研究していただきたいと思うんですけど、その点について、お尋ねいたします。

企画財政課長 国の総合特区制度などを活用するというお話だと思いますけれども、国の総合特区制度は国際戦略総合特区と地域活性化総合特区がございます。国の総合特区には包括的、また戦略的な政策課題の設定と解決策を示すということが必要となってまいりますので、国の特区制度には今回の規制緩和はなじみにくいのではないかと考えております。

既に市街化調整区域の規制緩和につきましては、兵庫県の条例で規定をしております特別指定区域制度がございます。既に取り組んでいるところでございます。これらをさらに活用して、分家住宅やUターンを進める取り組みを進めていきたいと考えております。

牛尾雅一議員 福崎町のことを言いましたけれども、神戸市におきましても、大都市ということなんですけれども、北区とか西区というのは人口が減っているということで、その中での調整区域では、誰でも家が建てられるように研究するというのをテレビで報じておりました。同じ県内ですので、同じ都市計画法だと思いますので、また私も研究したいと思いますが、神戸市の取り組みについても研究していただきたいと思います。

企画財政課長 お示しいただいた事例についても研究させていただきます。

牛尾雅一議員 それでは、よろしく願いいたしまして、2点目の交通事故防止について。

議 長 一般質問の途中ですが、しばらく休憩をいたします。

再開時刻を10時45分といたします。

◇

休憩 午前10時31分

再開 午前10時45分

◇

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

牛尾雅一議員 続きまして、2点目の交通事故防止について、質問をさせていただきます。

平成26年度兵庫県交通安全県民運動の中の一つに、子ども・高齢者しっかり見つめて交通安全運動がございます。この趣旨は少子化の進む中で次代を担う子どものかけがえのない命を交通事故から守ることから重要であるということがうたわれております。また、高齢者の人口や高齢運転者の増加に伴い、高齢

者が関係する交通事故の増加が懸念されております。

これらの情勢に的確に対処するため、子どもと高齢者自身が交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、社会全体で子どもと高齢者を思いやる意識を醸成するとございます。

総務省の統計局は、このたび各種統計から見た日本の高齢者動向をまとめたレポートを発表いたしました。その内容によりますと、日本人の65歳以上の人口は本年9月15日時点で3,296万人となり、総人口比は25.9%となっています。総人口に占める割合が4分の1を超えたのは初めてのことでございまして、当然人口、割合ともに過去最高になっております。団塊の世代が高齢者入りを始めて移行、急速な伸びを示してございまして、統計局側では、今年までにこの加速的増加状況が続くと予想してございます。

4人に1人が高齢者となり、我が国は本格的な超高齢化社会を迎えました。今後高齢化の進展で高齢者の交通事故が増加していくのではないかと危惧されております。安全対策、防止対策に取り組まなければならないと考えるところでございまして、そのことを受けまして、高齢者の事故の状況や対策について、お尋ねしたいと思います。本町の高齢者の交通事故の推移と、どのような事故が多いのか、お尋ねいたします。

住民生活課長 町内における高齢者の事故でございしますが、高齢者が関係する人身事故につきましては、過去5年間で見ますと年間50件前後発生をしております。人身事故全体に占める高齢者の割合は30%となっております。

また、死亡事故に至りましては、4分の3が高齢者の事故ということになってございます。高齢者の事故の種別につきましては、歩行中または自転車の乗車中の事故が半数以上ということになっております。

牛尾雅一議員 今回の答弁で、死亡事故の4分3が高齢者ということですので、雨の日とか薄暗いときを含めまして、暗いときは、できるだけ高齢者の方は運転をされないというんですか、また、歩かれないということが大事じゃないかと思います。そういう当たり前のことなんですけれども、高齢者が犠牲になる事故を防止するためには、今、歩行者とか自転車の事故が多いという答弁でもありますので、自転車、歩行者を含む安全教室、またその夜間における明るい服とか反射材の着用の促進とか、啓蒙というか、それとかまた高齢者の方といいますのは、聞きますとやはり生活されてる周辺での事故にあわれるというのが大半ということ聞いています。それは遠くにいかれないということで、そうなるんですけれども、いつも通っている道なので、車はあんまりここは来ないところというふうな思い込みとか、そういうこともあって事故に、またその年齢を重ねられて、若いときでしたらスッと渡れたところが、ちょっと渡りにくかったかというふうなこともありますので、そういうことも含めまして、啓蒙という意味も兼ねまして、交通安全教室とかそういうことを多くしていただきたいと思うんですけれども、その辺のご見解をお尋ねいたします。

住民生活課長 高齢者を対象といたしました交通安全教室を年間10件ほど実施をしております。交通安全教室を自治会全体で実施していただく取り組みとしましては、毎年1集落を交通安全モデル地区に指定をして、年間2回の交通安全教室を実施していただいておりますのと、交通事故防止強化運動計画によりまして、平成23年度から27年度の5年間で、順次町内全集落におきまして、交通安全教室を開催しており、こういった中で高齢者の方にも交通安全知識の向上や交通マナーについて、再認識をしていただいております。

そのほかにも、各地区老人クラブや地域のミニデイなどで、交通安全教室を開

催し、高齢者の方への交通事故防止への啓蒙、啓発を行っております。

夜間の歩行時などにおきます反射材の着用につきましても、先ほど申し上げましたような交通安全教室の中で啓発を行っておりますし、交通安全モデル地区での安全教室や街頭の啓発時におきまして、反射材などの配布なども行っております。

牛尾雅一議員 交通安全教室、たくさんしていただいているという報告をいただきました。私の自治会は、今年度交通安全モデル地区になっておりまして、先日その県警のスタッフ隊の方が、道路の横断について実際コントを交えまして指導していただきました。大変わかりやすく、参加していただいております高齢者の方も注意というか、再認識されて、非常によかったというふうに言われていました。

ですので、このスタッフ隊の方は非常にその県下を回られて忙しいということで、たびたび来ていただけないと思いますので、そのビデオですか、あの方々が実際そういう教室でされていることをビデオに撮っていただきまして、スタッフ隊が来られない地域での教室では、そのテレビとか、あれでモニターにしていまして、高齢者の方にお示し願えたらいいんじゃないかというふうに思っておりますので、そこらもまた研究していただきたいと思います。

続きまして、大変高齢になられたときに、免許証を自主返納の制度があるんでございますが、その周知というんですか、図るべきと考えますが、ご見解をお尋ねいたします。

住民生活課長 高齢者の方の運転免許の自主返納につきましては、65歳以上の方が免許を更新される際に、警察署におきまして、自主返納についての特典などが掲載をされました啓発チラシなどを配布をされておりまして、それで周知をされているところでございます。

牛尾雅一議員 そういうふうに警察のほうからも聞いていますけれども、90歳以上になると、自分は高齢で運転したら危ないなということも自分でも思っておられると思いますけれども、返納をしてしまいますと、生活上大変不便になるということで、運転するの危ないなと思われても、なかなか返されないと。また持つておられると、危険と思いながら乗られるということになりますので、やはりその高齢者の方が返納してもいいなと思われるには、返納したときに生活が不便になっても、何かその生活の支援とか、そういった仕組みというんですか、取り組みがあれば、そうしやすいと思います。

それで、そういうふうな支援ということに、これから先、どのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

住民生活課長 高齢者の方の運転免許の自主返納ということでございますが、先ほど申しましたその特典という中で、例えば、神姫バスでありますと、路線バスの運賃を半額にするとか、または、タクシー会社によりましては、乗車運賃を1割引されているところもございます。また、当町におきましては、巡回バスサルビア号におきまして、1年間の無料乗車券の配布を行っているところでございますので、そういったものをご利用いただけたらというふうに思っております。

牛尾雅一議員 高齢になられて、自分でもちょっと危険だなというふうな方が、そのように返納されたときに、生活がしにくいと、当然そうなるんですけれども、それが緩和できるような措置を検討していただきたいと思います。

続きまして、防犯カメラ及び防犯灯の増設について、お尋ねいたします。

防犯に対する町の取り組みや住民の意識の高さ、またボランティアや自治会等の皆さんとの力を合わせた協力体制には、本町としてさらなる支援をしていただきまして、今後も拡大して継続してことが大変重要なことと思っております。

しかしながら、その防犯パトロールでも、不眠不休でできるものではないのでございまして、特に冬場は夕方5時も過ぎれば大変暗くなってきます。防犯カメラと防犯灯は犯罪の防止や抑制の観点から見ますと、とても重要な役割を果たしています。

本町において、防犯灯の設置状況は毎年増設をしていただいておりますけれども、まだまだ十分とは言えないのではないかと考えております。場所によっては、ここは暗くてひとり歩きができないというように思えるところもあります。そういう道路もございまして。

そのことで、本町の現状と対策について、お尋ねいたします。

防犯灯が少ない、または設置されていない場所で、防犯上危険である、あるいは不審者等出没し、問題がある場所などの、町として把握されて地図上で管理されているのか、現在の状況をお尋ねいたします。

住民生活課長 防犯上危険なところや過去に不審者が出没した事案につきましては、地図上での把握ということではございませんが、警察や学校など、それからそういった関係からの連絡によりまして、事案の内容の把握とともに、警察、学校、関係団体などと情報を共有する体制をとっております。

また、防犯指導委員さんによりまして定期的な巡回や、社会教育課では青少年補導委員さんや事務局によるパトロールなども行っておりますし、不審者注意といった啓発看板の設置なども、あわせて行っております。

牛尾雅一議員 その地域によって、変質者の出没するところがございます。そういうところに対して、防犯灯を、より明るくするために増設するべきではないかと思っておりますけれども、その点について、お尋ねいたします。

住民生活課長 変質者等が出没する防犯事案などが発生した場所などにつきましては、自治会からの防犯灯設置の要望、それからこちらのほうでの把握などによりまして、防犯灯設置基準に照らし合わせまして、防犯灯の設置を現在しているところがございます。

牛尾雅一議員 答弁でその自治会からの要望があるときというふうに今言われましたけれども、そういう場所ではもし防犯灯がないときは、自治会から要望がある前に町で把握されていたら、自治会のほうに打診していただきたいと思うんですが、その件について、お願いいたします。

住民生活課長 防犯灯がないところには、自治会で設置するのか、また町で設置するのかというところもございまして、地元の自治会ともそういった点については調整をしながら、設置をしていきたいというふうには考えております。

牛尾雅一議員 そのようにお願いいたします。

そしてその3点目に、福崎防犯協会がこのたび神崎郡3町の主要幹線道路の10カ所に防犯カメラ(24時間録画機能)を設置されました。新聞紙上で報道されておりました。通学路の安全対策や犯罪防止に非常に有効なものとなるというふうに思います。県も、神戸市の小学生の方の事件があったということで、補助制度の拡充というか、200台を、また200台というふうになされております。

そういうこともありますので、このたび4カ所をしていただいたんですが、町内の増設はできないのかお尋ねいたします。

住民生活課長 ことし神戸市長田区で女児の痛ましい事件がありまして、この事件で犯人逮捕に防犯カメラが非常に役に立ったことはご存じのことと思います。

福崎警察署管内におきましても、犯罪の防止または事件が起きた際の捜査に活用するため、福崎防犯協会が郡内主要交差点の10カ所に防犯カメラを設置さ

れております。

福崎町内におきましては、この役場前の交差点、それから西治のJAガソリンスタンド前交差点、高橋の国道312号の交差点、それから東部工業団地の周回道路のイーストパークへの入り口の計4カ所で、1カ所2台ずつを設置されて、計8台の防犯カメラが設置をされております。

県の防犯カメラの補助事業につきましても、自治会や子ども会、まちづくり協議会などの地域団体が事業主体となるもので補助を出すということで、1カ所8万円の補助となっております。

町内の自治会におきましても、こういった防犯カメラの設置を希望される場合につきましては、この事業を活用していただきたいということで、周知もいたしております。

町といたしましては、現在、駅前公衆トイレの防犯カメラと、それから移動式のカメラを4台、それから施設の防犯カメラといたしましては、エルデホール、それからスポーツ公園にも設置をしておりますので、これらの防犯カメラを活用したり、また必要な場合がありましたら、増設も考えていきたいと、このように思っております。

牛尾雅一議員 24時間録画機能ということで、設置費用も割と高いんじゃないかと思うんですけど、その費用について説明をお願いいたします。

住民生活課長 自治会でつけられるということもございますので、こういったところで聞きますと、カメラ1台と録画機器、これと1台セットで大体25万円から30万円程度ということで聞いております。

牛尾雅一議員 県補助がその8万円ということを、今教えていただきましたが、そうすると自治会とか子ども会とか、自治会が県に申請しますと、残り約20万円前後というのが要ることになるんですね。その安全・安心のまちづくりということで、町も非常に強力で推進されておりますので、町としてもその補助を考えるべきだと思うんですけども、その点のお考えをお尋ねいたします。

企画財政課長 今、町内2カ所の自治会から相談を受けているところでございまして、自治会の公共施設補助、その他事業20%でございしますが、これを適用すべく、今検討しているところでございます。

牛尾雅一議員 ぜひそのようにしていただきまして、自治会がつけていただいて、安全が確保できるように、各自治会で取り組んでいただけたらというふうに思いますので、よろしく検討していただきたいと思います。

続きまして、町が管理されています防犯灯の球切れについてでございますが、町と自治会との境目というんですか、そういうところと、町道に関しましても、球切れがあるということ、よく住民の方に聞きます。いつ切れるかわかりませんし、それで業者の方はほとんど昼間は移動されますので、夜間というのはなかなか発見できないということもありまして、やはり地域の方が切れたらすぐ届けるというんですか、そういうシステムを構築していただきましたら、非常にそのスムーズに、より安全が確保されると思いますので、そういう届け出のシステム構築を考えていただきたいと思うのですが、その見解をお尋ねいたします。

住民生活課長 防犯灯の球切れにつきましては、現状、地元区の役員さんですとか、地域住民の方から連絡をいただいておりますり、また防犯パトロール時の点検によりまして把握をしております、球切れを発見した際は速やかに修繕を行っているところでございます。

町といたしましては、日ごろからは注意をしておりますが、やはり地域住民の

多くの方の目を見ていただき、連絡をいただくことが一番いい方法ではないかと考えますので、地域住民の皆様のご協力をお願いをしたいというふうに思います。

牛尾雅一議員 今その住民の方が役場の住民生活課に電話とかファクスで知らせていただくに際しましては、防犯灯がどこの地域のどの辺の何メートルと言うのは大変ですので、防犯灯に地域ごとにゾーンを分けてもらって、番号をつけていただきましたら、どこどこ地区の何番のところの何が切れてますということで、すぐに連絡してもらおうときにわかりやすいですし、説明も要りませんので、そういうふうなことは考えていただけないのか、お尋ねいたします。

住民生活課長 番号をつけるというのもいい方法ではございますが、大体防犯灯につきましては、電柱に共架しているものがほとんどでございますので、近くのところと、電柱番号等でお知らせいただいたら、具体的なのかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

牛尾雅一議員 電柱ということですが、ポールのところもありますので、そこらはまた検討していただきたいと思ひます。

いろいろ申しましたけれども、冬場は、12月、11月終わりから中学生が下校する時間帯は、特にそのあかりが必要でございます。一般の方も含めまして、全ての人々の安全のために、行政はもちろん地域全体で取り組み、安全が図られることを切望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 牛尾雅一議員の一般質問を終わります。

次、4番目の通告者は小林博議員であります。

質問の項目は

1. 前回質問事項その後（空き家対策、都市計画問題）について
2. ゴミ処理について
3. 災害対策（交通安全対策を含めて）について
4. 七種山周辺整備について
5. 総合計画について

以上、小林博議員。

小林 博議員 一般質問をさせていただきます。

まず1番目の項目でございますが、前回質問をさせていただいて、そして町としても空き家問題についての条例制定を考えていくという、そういう答弁が示されているところでございます。来年度中には、そこまで持っていきたいということでございました。その調査の結果を見ましても、284にのぼる空き家が、各自治会からの報告で集計とされているという、そういう報告もお聞きをしたわけですが、非常に深刻でありまして、各地でその危険対応、防犯上、あるいはもう実質的な台風等の危険災害とか、いろんなことでよく問われるわけでございますので、その条例制定について、どのようなところまで準備が進んでおるのか、制定されるその内容、あるいは時期等について、改めてお伺ひをしたいと思ひます。

まちづくり課長 検討の内容につきましては、空き家の利活用、これに向けて空き家バンクの制度の制定、また老朽化した空き家の除去等について、条例の制定に向けた取り組みをしていっております。

今の進捗状況でございますけれども、前にもご説明いたしましたように、今、区長様からいただきました1軒1軒の家屋の状況といいますか、用途等も調査をしております。

また、時期につきましては、来年28年度中の上程を目指して進めております。
小林 博議員 前回答弁をいただいたとおりになんですけれども、少しスピードアップをしていたらというふうに思っておるところであります。

条例制定ですが、そういう状況の中で、建物の撤去がなかなかされないということの中には、税の問題もあるというふうに、よく言われるわけですが、建物を撤去した際の土地の固定資産税がどうなるのか、改めて税務課長から説明をお願いしたいと思います。

税務課長 建物撤去時の固定資産税についてなんですけど、建物を撤去して更地になりますと、200平米以下の小規模住宅用地では、課税標準額が6分の1に減額になっているのですが、その特例措置がなくなります。

また、200平米以上の一般住宅用地については、課税標準額が200平米までは6分の1に、200平米を超える部分については3分の1に減額される特例措置があるんですが、その適用がなくなることから、固定資産税が増額になることになります。

小林 博議員 そのことについて、何らかの減税というんでしょうか、そういう対応措置がでないのかどうか、よく報道でも見るのですが、福崎町としてはその固定資産税の関係で、更地にした場合のその減額処置とか、優遇措置とかいうふうなものは考えられておるのでしょうか。

税務課長 町での状況ではないのですが、国では現在適正管理を促進するために、さきの臨時国会で空家等対策の推進に関する特別措置法が可決されております。

特別措置法におきましては、税制上の措置を講ずるということで明記をされております。

その検討内容につきましては、荒廃して火災の発生、また犯罪の温床となるおそれのある空き家については、軽減の特例措置を外し、建物の撤去を促す措置が考えられています。

一方、持ち主が自主的に更地にした場合には、一定期間固定資産税の軽減を続ける措置が検討されており、そういった国の動向等を見ながら、町においても減免の対応をしていきたいと、このように思っております。

小林 博議員 今、国の動向も言われたわけですが、それはいつごろの時期をめぐりして、国のほうでも進められておるといふふうに認識されておりますか。

税務課長 その特別措置法がこの11月19日に可決しました。公布の日から起算して3カ月以内に制令で定める日から施行するというようになっておりますので、3カ月をめぐりして国のほうでも、そういった制度を考えられるということを考えております。

小林 博議員 それではもう間もなくというふうに理解してよろしいわけですね。

税務課長 そのあたり、3カ月以内に政令が公布される予定になっておりますので、政令の中にそういった項目が記述されると、このように思っておりますので、間もなく施行されるということになります。

小林 博議員 その場合、町としても条例等にうたわなければならないということですか。町税条例とか、あるいはこの新しくつくろうとしている空き家対策の条例と、どちらになるのか知りませんが、触れなければいけないというふうなことになるんだろうと思うんですが、町としての条例上程はいつごろの時期になるんでしょうか。

税務課長 その時期についてははっきりとはわかりませんが、間もなく1月ぐらいに27年度の税制改正の発表があると思います。その内容を見ながら、早ければ3月、遅くとも6月の議会には税制改正の条例改正という形で、上程をさせていただ

くということになるかと思えます。

小林 博議員 ぜひ、こういうものは遅滞なく進めていってもらいたいというふうに思います。

あと、前にも取り上げたわけですが、調整区域内での住宅については、農業を営もうとするものでないと購入できないというふうな規制が非常に妨げになっているということも聞くわけですが、これらはその緩和措置というのはできないのでしょうか。この前は都市計画法を盾にとった答弁でありましたが、地方の時代ということで、町独自の何らかの方法というのはないんですか。法にもやっぱりただし書きとか例外措置というのは、どんな法律でもよく書いてあるんですが、検討されたんでしょうか。

まちづくり課長 この件につきましては、以前にも説明をさせていただいておりますけれども、本町では都市計画がありまして、空き家の利活用については市街化調整区域では制限があるところがございます。現行の法制度の枠内で対応をしていきたいというふうに考えております。

それと、最初の質問の中で条例制定の時期ということで、28年度中ということで答弁したようでございます。27年度中の上程を目指して進めております。訂正させていただきます。

小林 博議員 前回の質問の答えでも、遅くても28年3月までにとということになっておりますので、できるだけ早めていただきたいというふうに思うわけです。

危険な建物等への対処も、以前から何回か取り上げておるわけですが、風が吹けば瓦が飛んでくる危険性があるとか、崩れる危険性があるとか、そういったものもあるわけですが、代執行やいろいろな検討もしているというふうなことです。具体的に現状の中でもできないのでしょうか。現行の法令の中でも。

まちづくり課長 現行の法令の中では建築基準法でありますとか、災害救助法等で対応できるというふうには考えております。

小林 博議員 そういうものを対応すればできるということですから、早速最も危険なものについて、管理者に幾ら通告をしても対応しないものについては、町としても考えていく必要があるのではないかと、あるいは、町管理の道路に対して迷惑をかける可能性があるとか、いろいろあるわけでありまして、災害対策法とか、いろいろ法律はあるというふうに研修にいったところで聞いたこともあるわけでありまして、具体的な対応を急いでやっていただきたいというふうに思うのですが、改めて答弁を求めます。

まちづくり課長 今答弁しましたように、それらの法律等に基づいて、今できる範囲で早急な対応をしていきたいというふうに考えております。

また、今言いましたように、その危険な建物の対応については、できるだけ早く条例制定に向けた取り組みをしていきます。

小林 博議員 いずれにいたしましても、たくさんの空き家がありまして、各地域で非常に問題になっております。そんな意味で、総合的な条例制定と合わせて、現行の法令で可能な具体的な施策については推進をするというふうに、そんな構えで臨んでほしいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、前回、都市計画の問題について、時間をとらせていただきました。それ以降、町としても作業が進められておるようでありまして、説明会等も行われたということでございます。

問題は、私が関心を持っているのは、この廃止される計画道路の代替案が、どこでどのように位置づけられておるのかということが気になるわけでございます。その点については、どうなのでしょう。

まちづくり課長 代替案につきましては、民生まちづくり常任委員会でありまして、計画変更

案の住民説明会でもお示しをしてくれております。安全で良好な地域として発展していくよう、整備手法等につきましては、地元の皆様と一緒に検討をしていきますという説明をしております。

今、ご質問の具体的な位置づけでございますが、これについては具体的な位置づけができないところでございます。代替案について、ルート等も幾つかお示しをしておりますので、この代替案について、具体的に検討をしていかなければならないというふうには考えております。

小林 博議員 例えば今総合計画が上程をされておりますが、この総合計画の基本計画等のところを見ても、町の東西の機能の連結を、連携を充実しなきゃならんとか、都市計画の用途区域の見直し等、その他書かれておるわけですが、その程度で具体的でないの、よくわからないといいますか、一定の時間がたてば代替案というのがかすんでしまうんじゃないかというふうな、忘れられるんじゃないかという心配を実はしておるんですわ。

そんな意味で、特に大門福田線の東西の連携機能にかわるもの、そういう方策とか、その他具体的にいろいろ示されておりましたけれど、そういうものをどこかで計画の中に位置づけておく必要があるのではないかなと思うんですが、例えば中播磨の総合的なビジョンとか、いろんなものがありますけれど、そういうものに入れていくという計画はないんでしょうか。

まちづくり課長 今申しましたように、代替案をお示ししておりますけれども、具体的にこのルートという決まったものがございませんので、まだ具体的な記述といいますか、位置づけはできないというふうには考えております。

小林 博議員 その案はいつごろまでに決定をしようということなんでしょうか。

まちづくり課長 今すぐ事業化というところではございませんので、時間をかけてと申しますか、議員に怒られるかもしれないかもしれませんが、それらを検討しながら、地元とも調整しながら、ルート決定をしていきたいというふうに考えております。

小林 博議員 例えばそのそういう部分と、あと具体的な部分で大門北のところでの案とか、あるいは高橋山崎線にかわる路線のとか、整備の検討とか、いろいろ具体的な案も出されておりましたけれども、これらについては生きておるといふこと、生きておるといいますか、例えばこの総合計画のこの10年の中で取り上げられ得るものだというふうに理解してよろしいんでしょうか。

まちづくり課長 具体的には、高橋山崎線の廃止区間に係るバス部分につきましては、今進めております福崎周辺整備事業で整備をいたします一般県道甘地福崎線、また町道福崎駅南線、また、主要県道三木宍粟線を代替ルートと考えております。また、大門福田線の北野山崎間、市川を渡る区間につきましては、都市計画道路福崎駅田原線から馬田中央線を通り市川を渡るルートということで、検討案1として、また、エルデホール線から文化センター線を通り市川を渡り、井ノ口の信号につなぐルート、これを検討案2としております。

また、エルデホール線を東進し、井ノ口北野の信号につなぐルートを検討案3としております。

また、辻川田尻線から東につきましては、播但連絡道路までは現道を拡幅するルートとして、これまでもお示しをしております。播但連絡道路から東につきましては、西光寺野用水路、雲津川との交差、立体交差も含め検討をしていかなければならないということで、これは検討しながらルートを決定していきたいというふうに考えております。

また、大門地区の先行取得しております用地の活用も含め、検討を進めていきたいというふうに考えております。

小林 博議員 今、総合計画が審議中ですが、この10年の中に、例えばそれらは入っているのかという、そういう質問だったんですが。

まちづくり課長 今、町としましては、福崎駅周辺整備事業に大きな投資をしているところがございます。今、説明いたしましたルートの検討につきましては、これら整備の実現可能といいますか、そういう時期が来れば検討をしていくものというふうには考えております。

小林 博議員 なかなか次に移りにくい答で、どう言おうか困ってるんですけども、やっぱり一定のめどを示して、計画はいつまでにつくりますと、そして事業化はここ、10年以内はこの部分、それから10年以降の分は大体さらに伸びるでしょうというふうな、そういう大まかなめどがあっても、わかりやすい説明になるのではないかというふうに思うのですが、どうでしょうか、めどは示せませんか。

まちづくり課長 駅周辺整備事業では26年から5年間ということも示しておりますので、その間はほかの事業、高橋山崎線につきましては、代替ルートを整備していくという方向で進めております。

また、その他のところにつきましては、その5年以降、10年をめどに検討していかなければならないというふうに考えております。

小林 博議員 同じことに繰り返しになるわけですが、ぜひ今の答も含めて、代替案がしっかりと位置づけられて、将来の福崎町のまちづくりに生かされていきますように、努めていただきたいというふうに思います。

また、いつかの機会に取り上げることになるかと思っておりますけれども、よろしくお願いをしたいと思っております。

次に、くれさかの今後についてということで、出させていただきます。

いろんなところで状況報告は聞いたりもするわけですが、一般質問という場でございます。ごみは住民の毎日の生活と、そして経済活動には全て関係しておるものでありまして、その処理の方法について、関心があるのは当然でございます。この一般質問という場で、福崎町の全住民、あるいは町民という規定がありましたけれども、全町民に向かって述べるつもりで、改めてくれさか問題の姫路市との協議の状況と今後の見通しについて、お聞かせをいただきたいと思っております。

副 町 長 昨年度において一般質問で答弁させていただいたときからは、大きくは変わっておりません。可燃ごみの焼却施設は維持補修を加えながら、平成32年度まで5年間延命使用することで、姫路市と合意をしているところであります。

昨年12月議会で答弁させていただいた負担割合のあり方でありまして、事務局費均等割の負担のあり方については、強く変更を求められているところでありますけれども、この組合を設立された経過を時系列的に見た場合、事務局費均等割の負担割合を変更するわけにはいかないというふうに思っているところであります。

地方交付税合併算定替が合併10年の経過で、また向こう5年間で一本算定に切り替えになったとしても、変更を加えるつもりは全くございません。議会の支援をいただきながら対応していきたいというふうに思っております。

小林 博議員 大規模な改修はしないで、現況の施設を改善修理をしながら、5年間はこれでやっていこうということですね。費用負担について、また協議中であるということなんですね。

副 町 長 現行の規約等につきましては、維持補修等についてもそうでありますけれども、まず処理費につきましては、これはもう搬入割合であると、また、維持補修につきましては、建設費割合でありますので、これらについては当然合併前

の3町のあり方というような形の中で、2対1のあり方でいきたいというふうにも思っております。

事務局費割の中における均等割について、姫路市から強く求められているところでありまして、それらについては、今後協議を重ねながらという形でありませぬけれども、今のところはこのままの状態ではしばらくは行こうというような形では合意に至っているところでありませぬ。

小林 博議員 その5年以降についての方向づけということについては、言えるんでしょうか。

副 町 長 この事柄につきましては、広域的な観点で考えなければならないというように思っております。姫路市における場合には、網干にありますエコパークで多くの処理能力があるわけでありませぬけれども、姫路市北部でありませぬとか、神崎郡3町のごみ処理委託といったような、事務委託も生じてくるということもありませぬので、これらについては市川美化センターにおける施設も古うございませぬ。これらの更新のときには、そういったような対応のあり方で検討を加えていきたいというふうな話はさせていただいているところでありませぬ。

小林 博議員 いずれにいたしましても、ごみはもう地方自治体の独自の責任をとらなければならぬ業務というふうにも位置づけられておりませぬし、住民の生活にも関係しており、基本になる問題でありませぬので、ぜひ、しっかりとした対応をもつていただきたいというふうにも思ひませぬ。

次に、災害対策ということで挙げておりませぬが、いつも言っておることですが、水害対策については、現在計画中の事業の進捗状況をお聞きをしたいと思ひませぬ。よろしくお願ひいたします。

上下水道課長 雨水災害対策の事業でございませぬが、川すそ雨水幹線の事業で用地測量業務の進捗率でありませぬが、80%でありませぬ。内容的には地図訂正における同意が一部いただけない可能性が出てきておりませぬして、大変苦慮しておりませぬところでありませぬ。

また、川端雨水幹線工事の第2工区では、進捗率は約25%で、現在のところ大きな問題もなく順調に進んでおりませぬ。大塚古墳のところから、製品を今並べていってございませぬ。

まちづくり課長 これまでも報告してございませぬ福田高岡地区イマ谷池付近、または高橋地区におけるハス池付近の内水対策につきましては、兵庫県総合治水課と協議調整を行い、中播磨地域総合治水推進計画にのっとり、ため池を活用した雨水貯留検討業務を進めてございませぬ。

小林 博議員 その計画をして、さまざまな理由でおくれたりする部分もあるわけですが、非常にその心配をされているわけでありませぬして、今、まちづくり課長が言われたイマ谷池方面の件については、委員会の報告内容では、まだ測量設計等の進捗率が2%というふうな状況もあるわけですが、計画が立てられて、これらが来年度もう実際に工事予算として上がってくるのかどうか、その点についてはどうなのでしょう。

まちづくり課長 イマ谷池付近につきましては、兵庫県が実施します下流側での砂防事業とも調整しなければならぬませぬが、できるだけ早く工事に着手したいというふうにも考えてございませぬ。また、予算につきましては、県と調整して、できるだけ予算化をしていきたいというふうには考えてございませぬ。

小林 博議員 来年度当初予算に入ってくるというふうにも思ひおいて間違ひはないわけですね。

まちづくり課長 イマ谷池付近につきましては、流す方向が県の事業の実施区域へ流すというところでもございませぬので、それらと調整をしながら予算化をしていきたいという

ふうに考えております。

小林 博議員 調整ができなければ予算ができないという、そういうことになるわけですね。

どこに問題があるのか、具体的にはよく承知しておりませんが、水害が毎年のように発生しておるといえるのは、もう現実の状況でございますので、ぜひその点を対応していただきたいというふうに思っております。

中播磨のその計画の中で触れられた分については、大体福崎町関係については、順調に進んでいるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

上下水道課長 今お尋ねの件につきましては、総合治水の関係かと思えます。総合治水の関係につきましては、福崎高校のオンサイトとかの事業もあがっておりますが、県のほうとはまだ今から調整をしていく、また県のほうからもまた提案があるかと思っている段階でございます。

小林 博議員 いろいろ計画があっても、具体化していくのにはなかなか大変だなという思いがするわけなんですね。そういうことを一つ一つクリアしながらということになるわけでしょうけれど、一日も早くこれらが事業化されることを求めているというふうに思うわけです。

雨水排水計画につきましては、これも結局今回の都市計画の変更でなくなるわけですが、西部の雨水排水幹線がなくなるわけですが、これらにかわる措置の検討ということですが、やっぱりこのスポーツ公園のあたりからもかなりの水が出てまいりますし、一定の対応が必要だろうと思うんですが、これらについての計画づくり、検討というふうに言われておりますが、大体いつぐらいまでの検討ということになるのでしょうか。

上下水道課長 ご指摘のとおりスポーツ公園のあたりからの出水はかなりあるのは認識をしております。

雨水計画につきましては、福崎駅周辺整備事業の推進と、直谷第1雨水幹線の都市計画決定の廃止に伴う代替案を、今業務委託により進めておるところでございます。駅周辺の事業がある関係上、できるだけ早い段階で決定したいというふうに思っております。

小林 博議員 なかなか具体的に時期は言いたくないということのようですけれども、検討というふうに挙げられている以上、答を早く出していただきたいというふうに思います。

災害対策という点では、今、イマ谷池とか、水害対策、そこの件で言われたわけですが、その他の七種川の改修とか、いろいろあると思うんですが、県事業等も含めてありましたら、お答えをいただきたいと思えます。

まちづくり課長 県におきましては、七種川護岸整備工事を福田地内の福田橋下流で実施をしております。範囲につきましては、左岸105メートルと聞いております。

また、砂防事業では福田地区、福田川、福岡川2カ所、また田口地区では田口谷川について実施をさせていただいております。現在は用地買収のための境界確定を行っているというふうに聞いております。

また、急傾斜地崩壊対策事業では、西谷地区、西谷の1地区では1-3工区の工事を行っているところがございます。西谷2地区につきましては、事業区域確定のための縦覧の事務を進めているというふうに聞いております。

小林 博議員 それらが計画どおり順調に進むことを改めて要望しておきたいというふうに思います。

次に、交通安全対策ということで書いておりますが、特に、県道三木宍粟線の交通量が非常にふえております。そういう意味で、町としても県と協力もしながら、大きな取り組みがされてきたところではありますが、現在大貫のところ、

そしてその次西谷というふうに言われたりも、これまでもしておりますが、この役場南の交差点も、東から来るときに大変混雑をしたりしております。渋滞をしております。

都市計画の変更もやって、中島井ノ口線の交差点との改良に合わせて、連続して進むのかと思っていたのですが、この点についてはどうなっておるのでしょうか。

まちづくり課長 県の事業におきましては、中播磨社会基盤整備プログラム、これに基づいて、県の事業が進められております。

今、ご指摘の役場前交差点につきましては、今現在の社会基盤整備プログラムには掲載されていないところがございますが、次期見直しのときには、社会基盤整備プログラムに掲載していただくよう、要望をしていきたいというふうに考えております。

小林 博議員 もう都市計画の変更までしたわけですから、連続してやられるのかというふうにはびっくり思っていたものですから、ちょっとこう当てが外れたなという感じがしておるところでございます。

それで大貫のところは工事をやっておりますして、連続して、あと西谷ところというふうに、それはもう入っておるから間違いはないということですね。

まちづくり課長 今言われましたように、今大貫で整備工事が進められております。その後、歩道のない西谷工区、西治工区ですね。西谷以西ということ聞いております。ここにつきましても、歩道設置事業をしていくというふうに聞いております。

時期につきましては、プログラムの中では前期着手し、後期に完了するという予定で聞いております。

小林 博議員 いずれにしても、この三木山崎線大変な状況になっておるといふふうに思いますので、安全対策と渋滞解消のための対応策を急いでほしいというふうに思います。

次に4番目、七種山周辺整備というふうに、いつも言っておることの繰り返しでありますけれども、自然と文化、歴史を生かす時代に入っております。福崎町の活力醸成の大きな要素にもなると私は考えておるわけでありまして、この具体的な整備計画をぜひ進めてほしいというふうに思っておりますが、まず基本的にどんなふうに位置づけられて、進めようとされておるのか、お聞かせをいただきたいというふうに思うわけです。

企画財政課長 七種山周辺整備につきましては、具体的な計画と申しますと、昭和60年のときでございますけれども、家族旅行村整備計画というものを作成いたしました。しかし、実現には至っておりませんで、現在のところこの周辺整備に係る具体的な整備計画は持っておらない状況でございます。

総合計画の中で、観光のスポットとして位置づけておりますので、観光客を迎えるために遊歩道等の整備を含めて、またトイレの設置なども考えていきたいと、このように考えております。

小林 博議員 町有地もかなりあるわけでありまして、これらも利用した何らかの対応はできないのかというふうに思うわけです。あるいは道路全体の県道とか遊歩道等を含めて、道路、遊歩道や車の後退の場所の整備等、道路問題の解決ということも急がれると思うわけでありまして。

ずっと言っておりますトイレ等の問題も含めて、具体的にどんなふうに進められておるのか、担当課からお聞かせをいただきたいと思っております。

企画財政課長 町有地の活用でございますけれども、これは土地、町の土地開発基金で取得をしているものでございます。この本来目的につきましては、乱開発の防止と、

あと水源の保全ということで、原野とか山林を購入したものでございまして、この町有地についての具体的な活用については、特に計画はございません。

地域振興課長 遊歩道の整備、またトイレにつきましては、地域振興課から答弁させていただきます。

まず、遊歩道でありますけれども、今年度は小滝林道の終点から七種山山頂への登山道を整備しております。現在は豪雨災害によって一部崩壊をいたしました堰堤の復旧工事が完了いたしまして、今後は七種山山頂までの倒木等を伐採して復旧していく予定としております。

来年度につきましては、薬師峰から七種山山頂までの間、これもまだ倒木の処理が終わっておりませんので、その辺の除去等の整備を引き続きできるよう、県の補助金も要望しているところでございます。

トイレでありますけれども、前々からご指摘がございましたところでありますが、作門寺山門の駐車場前に現在トイレがございまして。これから、七種神社までの間で設置できる場所がないかということで、専門業者も依頼いたしまして調査をしたわけですが、設置のスペースとしての問題ですとか、太陽光パネルでの電源確保、こういったことを考えますと、現在の作門寺山門前の駐車場、ここしかないということで、今現在考えております。

電源につきましても、関西電力とも相談をしておりますが、電線を引き込むためには電柱を建てる場合、相当の木を伐採する必要があるとございます。また、道路の地下に埋設するという方法もあるんですけれども、申請者の負担が膨大になるということで、現在検討を進めております。こういったところで、あとの設置後の維持管理、これらにつきましても、今現在検討を進めておるところでございます。

以上でございます。

小林 博議員 繰り返し言っておるわけですが、検討、検討で時間ばかり浪費しないで、現時点で考えられる最良の計画をつくっていただきたいということで、計画づくりの目標をぜひ定めてほしいということをおっしゃるわけですが、どうなのでしょう。来年度予算にトイレの建設費ぐらいは乗ってくるのかなというふうに思ったりもしているわけですが、どうなのでしょう。

地域振興課長 先ほど申しましたような検討も進めまして、一部は予算要求の段取りは、担当課としてはしておるところでございます。

小林 博議員 多くの人たちが来ておられます。トイレの印象というのは、非常に町の印象についての明暗を分けるものでございまして、ぜひ真剣に考えていただきたいと思っております。

それからこの進入に至る経路ですが、県道部分も多いわけですが、今のところ、これ以上の改良ということは計画されていないのでしょうか。

まちづくり課長 県道の田口福田線の整備につきましては、田口集落センターから田口奥池付近まで、延長にしますと約1.2キロでございますけれども、これは県の単独事業で道路整備が進められてきております。平成17年に詳細設計を行い、平成20年度から工事に着手をし、平成23年度まで約420メートルが整備をされてきました。これらは緊急性の高いところから整備をされてきたわけなんですけれども、その後、県の財政状況と県単事業ということで、整備が中断をされております。早期の整備を要望していきたいというふうに考えております。

小林 博議員 安全も含めて、要望ばかりで恐縮ではありますが、いずれも町民なり、あるいは利用者の方々の声が多うございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

最後に、総合計画について、お伺いをいたしますが、基本的にこの総合計画に

については、基本構想、基本計画、非常によく検討をされて、つくられておるといふふうに評価をいたしております。

さて、それをどのようにして具体的に進めていくのかということなんですが、各分野で具体的な計画がどのようにどこに記されておるといふふうに、もう少しお聞かせをいただきたいというふうに思うんです。

例えば、教育のところでありまして、教育環境整備のところでは、大規模改修計画をつくってとかいうふうになっておるわけで、そういうふうな表現のところがほかにもあるわけですが、その面で各分野での具体的な計画がどこにどのようにあるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

企画財政課長 具体的な各分野の計画につきましては、国の要請によりまして、平成28年度までに公共施設等総合管理計画、長寿命化計画でございますが、この町の計画を策定いたします。その中で、学校施設でありますとか、社会教育施設についても修繕計画を進めてまいります。

また、橋梁につきましては、修繕計画を平成24年に策定をしたところでございます。

この第5次総合計画を受けまして、平成26年、27年で都市計画マスタープランや土地利用計画などの改定も進める予定としております。

また、各種、他の計画につきましても、計画年度に合わせまして、総合計画と整合を図りながら改定を行ってまいります。

関連の各分野別計画につきましては、基本計画のそれぞれのページの各分野別計画等の欄で計画名をお示ししているところでございます。

小林 博議員 その計画などが早くつくられて、具体的によくわかるように、理解できるようになればいいなというふうに思っておるわけでございますが、急いでいただきたいと思うわけです。

町民の立場からしますと、ここのこの施設、あるいはこういう課題はどうなるんですかというふうになりますので、抽象的表現だけではわかりにくいということになりますので、具体的な計画もぜひ示してほしいというふうに思います。

実施計画というのはそれに当たるわけですか、これからつくられるということですか。もう既に、来年度予算にこの総合計画の2年目ということになるわけですが、その実施計画というのはどんなふうになっているのでしょうか。

企画財政課長 基本計画を受けまして、3年間の実施計画を毎年作成いたします。その中で優先度をつけまして、毎年予算化をしていくわけでございますが、これは1年ごとのローリングとしまして事業を実施しますと、その都度、事業計画を修正していくという形で、3年計画を毎年見直していく、こうやって実行していくものでございます。

小林 博議員 それでは既にもう現行の実施計画というのはあるわけですね。

企画財政課長 はい。26年度につきましても、27年から3カ年の計画の取りまとめを今しているところでございます。

小林 博議員 現在のものはもうあるわけですね、今年度の分についても。

企画財政課長 はい。各課から提出をしていただいたものを、現在取りまとめを行っているところでございます。

小林 博議員 私が聞いたのは、これからのものじゃなしに、今仕事もやっておるわけですから、現在もずっと持っているわけですねということをおっしゃっておるわけですか、聞いておるわけです。

企画財政課長 年度途切れることなく、毎年持っております。

小林 博議員 その実施計画は、これまでもずっとこう示されておるのでしょうか。

企画財政課長 はい。計画をつくりますと、各課からヒアリングを行いまして、最終的に取りまとめたものを、委員会等にお示しをしているものでございます。

小林 博議員 それでは、次の実施計画を出していただいて、具体的に皆さんと一緒に協議もし、円滑に進むように進めていきたいというふうに思います。

次に、人口が1万9,500人で維持できるように頑張っていこうという、この考え方には私も大賛成でございます。そこで、例えば町全体で片っ方はどこか過疎になって、限界集落になっていくようなところがあったり、一方で集中していくようなところで、全体としては人口は維持するけれど、そういう町内でのアンバランスが進むということでは、これもちょっとどうかなというふうに思いまして、例えば小学校区ごとの人口維持の計画やら施策というふうなことについては、考えられておるのでしょうか。

企画財政課長 総合計画の中では、小学校区ごとといった計画にはなっておりません。基本構想の5ページのところでは、土地利用等のところで、市街化区域を形成する住宅ゾーンでは、JR福崎駅周辺整備の町の顔としての整備、また市街化区域の未利用地については、民間開発の誘導を行って、人口を維持するという計画にしておりますし、田園居住ゾーンでは、市街化調整区域の既存集落で形成しておりますが、特別指定区域制度の活用により、分家住宅やUターンを促進するというような計画にしております。各自治会ごとの人口が減っている集落がございますが、それはまた自律（立）のまちづくりとか、またそういった集落のリーダーの方の研修などを行いまして、問題点を洗い出して取り組んでいくということで、総合計画の中では具体的なことは書いておらない状況でございます。

小林 博議員 そのこのところを何とか、各小学校区単位でも、人口を維持できるという、そんなふうな見通しの持てる具体化をお願いできないかというふうに思っておるわけです。

そういう意味で、先ほど空き家対策のところでは言いましたような、そういう検討も要るのではないかというふうに思います。

また、市街化区域の拡張、変更等が話題になったときには、現在の市街化区域の宅地化率が低いということがよく言われるわけですが、市街化区域を宅地化しようと思っても、道路問題の解決が要するというふうに思うんですね。

ですから、そのことについては、この計画の中でも若干触れられておるわけでありまして、道路の未整備のために、未利用地が市街化区域の中にもあるというふうに言われておるわけですが、これらの解決のために道路問題の調整というふうなことは考えられておるのでしょうか。

企画財政課長 市街化区域の道路整備につきましては、総合計画の中では基本計画の道路交通の75ページでございます。住民ニーズや整備の必要性を検討しまして、安全で快適な道路ネットワークの構築を行うとしておりますが、具体的には区長会要望などによりまして、水路のふたがけや路肩整備を行っているというのが実態でございます。

また、市街地整備の83ページでは、住民と協働して、土地区画整理を推進するとしております。これは制度的に大変な面もございまして、ある程度まとまった土地の活用を図るには有効な手法であると、考えております。

小林 博議員 区画整理については、何度も持ち出されたりするわけですが、なかなかうまく行きません。土地価格の上昇が望めないというふうな状況の中で、ますます難しくなるのではないかというふうに思います。

そんな面で、道路をつけていく、あるいは拡張して開発のできる、あるいは家

が建てられるだけの道路幅を町道として確保していけば、もっと宅地化率が進むのではないかというふうなことも思います。そんな点で、ぜひ具体的な検討と施策化を求めておきたいというふうに思うわけです。

次に、財政計画も出されておったわけですが、この普通会計については出されておるわけですが、上下水道あるいは工業用水道についての計画がまだ出されておらないわけです。現在、大きな投資がやられておるわけでありまして、これが企業会計に全部変わり、そして新会計方式になるということで、減価償却等も非常に大きくなったり、いろいろ心配をしているわけでありまして、それだけに、利用者の負担がふえないことを望んでいるわけですが、この上下水道計画、上下水、あるいは工業用水道についての財政計画についての考え方について、お聞かせをいただきたいと思います。

上下水道課長 まず、水道事業であります。今現在大きな事業をやっております。その関係で企業債の予定を5億とかいうふうに見込んで計画をしておりますが、今後、給水収益の減少や、また開発等に伴います雑収益の減少も見込まれるわけでございます。

そんな中でも、現有する現金預金を活用しながら、できるだけ町民の皆さんへの負担増を避けていきたいと考えておりましたが、しかしながら、今年度から工業団地の老朽管の更新事業にも入っております。そういった関係で、当初この関係で予定をしておりました水道会計の負担が予想以上に多額になっておるため、国庫補助事業の国の補正予算やら、27年度の予算による補助採択の結果を待って、再度検討する必要があるように考えております。

また、工業用水道事業につきましても、同様でございます。

また、下水道事業につきましては、ご指摘の面もございしますが、平成27年度で面整備も一応完了する予定としております。

また、平成28年度からは、公営企業会計へ移行を行う予定でございます。こういった関係上、資産の額やら減価償却の額等を含めた、公営企業会計に基づく新たな財政計画を策定していくことが望ましいと、現在は考えております。

小林 博議員 その財政計画はいつごろになるわけでしょうか。

上下水道課長 上水道、工業用水道につきましては、国の当初予算、27年度の当初予算の事業の採択等を受けて、事業の進捗等を見ながら、27年度には作成をしたいというふうに考えております。

小林 博議員 いずれにしても、町民の生活やら、あるいは町内の経済に非常に大きな影響を持つものでございます。それだけに、できるだけ、特に上水道、下水道値上げにならないようにというふうに常に思っておるわけでありまして、その財政計画案を早く出していただいて、我々も検討させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長 以上で、小林博議員の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、しばらく休憩をいたします。

再開時刻は13時といたします。

◇

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

◇

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次、5番目の質問者は富田昭市議員であります。

質問の項目は

1. 子ども・子育て支援新制度について

以上、富田昭市議員。

富田昭市議員 議席ナンバー5番、富田でございます。さきに提出いたしました通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回の私の質問は、先ほど議長のご紹介のありましたように、子ども・子育て支援新制度についてでございます。

来年の、平成27年4月から施行予定の、子ども・子育て支援制度は、全ての子育て家庭への支援を行うことによりまして、一人一人の子どもの健やかな成長に支援するための重要な施策であり、子ども・保護者の置かれている環境に応じまして、保護者のニーズ等に基づいて、幼稚園、保育所、認定こども園などの多様な施設、事業者からそれぞれの特性を生かした、良質かつ適切な教育、保育、子育て支援を総合的に提供することを目的としているわけでございます。

しかしながら、その新制度については、いまだに不明確な点も多いため、幼児教育、保育の現場、それにご父兄からも不安や懸念の声が上がっているのも事実であるわけでございます。

本年の10月27日に、委員会でいただいた資料には、来年に予定されていた消費税率が10%になった際の増収分から、新制度の認定こども園に予算がおりてくるようなお話があったわけでございます。しかし、衆議院が解散されると同時に、消費税10%が1年6カ月見送られ、消費税率10%の導入は2017年4月に延期という予定でありましたが、このたびの選挙によりまして、与党が大勝利をしましたので、この計画はこのまま進められるというふうに思います。

しかし、国の財政状況は厳しく、子育て支援を初め医療や介護、年金等に至るまで、社会保障は毎年1兆円ずつふえ続けまして、将来の不安が高まりつつあるわけでございます。

地方行政におきましては、国や県などからの補助金や負担金がなければ予算が組めないわけでありますが、この子ども・子育て支援制度についてはどのような予算計上をされるのか、初めにお伺いをいたします。

学校教育課長 平成27年4月からの新しい制度に移行しますと、これまで保育所運営費委託料ということで支出しておりましたけれども、それが施設型給付に一本化されて変わります。この給付費に対する国・県の負担割合としましては、国2分の1、県4分の1で、これまでの制度と負担割合については変更はございません。町ではこの国負担金、県負担金を施設型給付費の財源としまして収入し、施設型給付費で支出するという予算計上をする予定でございます。

富田昭市議員 現在は国の財政措置といたしましては、保育所は厚労省所管、そして保育所委託運営費を支払われておるわけなんですね。そして、幼稚園は文部科学省管轄の私学助成費、または幼稚園の奨励費が支払われていると思いますが、来年4月以降は全ての園が認定こども園に移行されますが、財政基盤となる運営費はどのようになるのか、お尋ねをいたします。

学校教育課長 来年からの認定こども園等の施設運営事業に対しましては、内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額、通常公定価格と言われておりますけれども、この公定価格から利用者負担額を除いた施設給付費等を給付する制度となっております。

施設給付費への公費負担としましては、先ほど申しましたように国・県2分の1、4分の1で歳入いたします。給付については、認定こども園につきまして

は、民生費の認定こども園費というようなものを創設しまして、そこに計上、それから、福崎町では保育所はなくなる予定でございますけれども、町外の保育所を利用される場合、保育所として残る施設を利用される場合は、保育所費が残りますので、その分については、その科目も残して、その分については、そこからの支出という形で予算計上をしていきたいと思っております。

公定価格から利用者負担として国が定める水準の額を控除した額の2分の1、4分の1がそれぞれ国・県の負担金となります。給付費から、この国・県の負担金を控除した額が、町の負担となります。

福崎町の支出する給付費については、国の公定価格案が示されておりますので、これをもとに現在積算を進めているところでございます。2号、3号、保育所に当たる給付費については、新制度になりましても大きく変わらないと思っておりますけれども、私立の1号認定、幼稚園に当たる部分に対しましては、新たに町の負担が生じるということになります。

富田昭市議員 それでは、細かく幼児教育の提供体制について、順次お尋ねをしていきたいと思っております。

この新制度の目的であります幼児教育の提供体制をしっかりと確保するためには、福崎町におきましては、その国の示す水準に基づく施設型給付をしっかりと支給できるようにするべきじゃないかと思っておりますが、福崎町、今言われたように、課長のそのとおりの結局お考えだということがわかりました。

そして、福崎町が国の水準を下回る場合には、合理的な理由を明確にしまして、対外的に説明しなければならなくなるだけではなくして、国におきましては、全国の市町村ごとの設定金額を公表するとも言われております。

そして、幼児教育、保育の見込み需要に対するための提供体制の確保の方策及びその実施時間については、国に報告は済んでいるのでしょうか。

学校教育課長 教育・保育等の量の見込み、それから確保体制につきましては、子ども・子育て会議において審議をいただいているところでございます。

福崎町の教育・保育・子育て支援などにつきましては、ほとんどの事業で必要量を確保できております。ただ、病児保育事業等、一部については今後の検討が必要なものも残っておるのが現状でございます。

国への量の見込み等については、必要に応じて国のほうに報告をしております。

富田昭市議員 来年の4月には高岡幼稚園が完成でありまして、町内の各小学校区に1カ所ごとに幼稚園が完成しますが、児童福祉法の改正でもって、認定こども園と名称も変わります。新しい制度のもと、乳幼児の学校教育や保育、そして地域の子育て支援の量の拡充や、質の向上を進めていく計画ですが、関係機関との協議は、どのように進められているのか、問題点は出ていないか、その点をお尋ねいたします。

学校教育課長 町内につきましては、公立、それから私立も合わせて、来年4月から認定こども園へ移行するというので、準備を進めております。私立保育園とは情報共有を密に行いまして、それぞれ移行に向けた準備を進めているところでございます。公立においても制度は変わりますので、園長ほか関係者と打ち合わせをしながら準備を進めております。

また、子育て支援や事業所内保育事業者等とも連絡をとり合いながら協議を進めて、新体制の施行の準備を進めているところでございます。

課題というものは、やはり新しい制度を立ち上げるものですのでございますけれども、それぞれの協議の上で、それを解決しながら、新年度に向かって準備を進めております。

富田昭市議員 具体的にはどんな問題点が出たのでしょうか。

学校教育課長 まず、私立の認定こども園につきましては、これまで私立保育園ということで、保育だけを行ってまいりました。来年からは、これに就学前教育という部分が加わってまいりますので、そのあたりでどういうふうに進めるかという問題を、それぞれ公立・私立等の協議を進めるというようなこともございますので、そのあたりの課題を解決しながら進めていこうとしております。

富田昭市議員 教育・保育、そして子育て支援事業が同時に実施されまして、認定こども園としての事業が、今までの幼稚園と比較しまして、大きく拡充されまして、就学前保育、教育は確かにその子どもたちの学力や豊かな子どもの心を育てる場として提供できるものというふうに考えております。

そして、現在では町内に私立を含めましてこの幼稚園とか幼稚園、あるいは保育所、保育園が、六つの園があるわけでございますけれども、来年4月以降は、これら施設が全て認定こども園という形になるわけなんですけれども、この新制度における幼児教育の提供体制は、全て同じように進められていくのでしょうか。その辺はどうでしょうか。

学校教育課長 これまで公立におきましては幼稚園という、幼稚園といいますが、幼稚園と保育所が一体的に運営していったということですので、就学前教育を行ってまいりました。私立の保育園につきましては、保育ということではございますけれども、5歳児も一定数受け入れておりましたので、保育といいながら就学前教育に準じたような体制もとっております。

いよいよ来年からは新制度で、就学前教育というものが前面に出てまいりますので、そのあたりについては私立と公立でそれぞれ協議打ち合わせをしながら、それぞれ差のないような教育を進めていくような準備を進めておるところでございます。

富田昭市議員 この新制度における幼児教育の提供体制は、私は非常に難しいというような感じがするわけなんです。というのも、受入体制がしっかりとできていなければ、やはりそこに預けた子どもさんたちが、果たしてその教育を受けることができるかなという、その懸念もあるわけなんです。といいますのも、幼稚園だけでもって、保育所という形でもって、単独でやられた方につきましては、やはりその認定こども園になったときに全ての資格を担当者は持っていなければ、なかなかこの事業は進められないというふうに思うわけなんです。

それを考えますと、今その準備は着々と進められていると思っておりますけれども、その4月の時点でそれは全部おそろいになりますか。

学校教育課長 まずは施設のほうの準備というのは進んでおります。4月には受け入れるような施設はできてまいります。

それから、保育士、それから幼稚園教諭ということでございますけれども、就学前教育をしようと思うと、幼稚園教諭の免許所有者が必要となってまいります。現在、町内の私立、公立ともに、今、働いておられる保育士さん、教諭については、両方の免許を全ての方が持っておられますので、人員的には問題なくスタートできるというふうに考えております。

富田昭市議員 平成25年の11月5日からこの21日にかけて、福崎町ではその子ども・子育ての支援に関するアンケート調査を実施されているわけなんです。その中の1項目に、母親の就労状況についての数字が示されておりました。

それによりますと、就学前児童のいる母親では、37.9%の方がおりました。そして、就学児童、すなわち小学校1年生から4年生までのお母さんでは、48%の方がパートとか、あるいはアルバイト等の仕事をしながら、小さなお子

様を一生懸命に育てているわけなんです。

そして、この新制度におきましては、このお母さんたちのニーズはどのように反映されるのか、その辺はどうなっていますか。

学校教育課長 現在もそうなんですけれども、現在は保育に欠けるということで、両親が就労しておられるとか、そういうことであれば、保育所への入所で対応させていただいております。

新制度におきましても、同じように、今度は保育の必要性という、必要性の認定ということになります。同じように保育を必要としている方については、認定こども園で受けられます。さらには、来年からは3歳から就学前教育ということで、保育の必要性のない児童の受け入れもいたしますので、保護者の方のニーズにはより対応できる体制をとっているものと考えております。

富田昭市議員 それでは、その幼児教育と保育の見込み量についてのお尋ねをいたします。

26年のゼロ歳児から5歳児の、町内のその6カ所の利用数が543人ですね。そして、この保育、ゼロ歳児におきましては、保育の量が26年度、これが10人でした。そして、1・2歳児がこの保育の量といたしましては107名、それから3歳から5歳が426名という形でもって、全部で543名という形になるわけなんです。

これにおきまして、例えば、このゼロ歳児の、小学校入学前の児童数というのは、これわかりますか。

学校教育課長 もう一度お願いします。

富田昭市議員 小学校入学前の児童数というのは、このゼロ歳児の全体の人数、そしてそのうちの結局26年度は10名の方が今回のこの保育所に通っているということでございますけれども、これが結局、この要保育率が何%になるのかなというのを少し聞きたいと思っています。わかりますか、この意味が。

学校教育課長 はい、わかります。ちょっと全児童数のデータを今持ち合わせておりませんので、申しわけございません。お答えをできません。

富田昭市議員 それについては3段階に分かれておりますので、後で調べるのであれば、これもついでに言うておきますけれども、1・2歳児の保育の量が107名になっておりますので、この1・2歳児の就学前児童数ですね。ですから、1歳児と2歳児の全員の数、それによってこのたびは107名が保育に携わっておりますので、この率が何%かなというのを確認したかったんです。

それともう1点は同じように、3歳から5歳までのお子さんにおきましても、それを示すようになっておりますので、この辺は426名という形に多くなっておりますけれども、全体の子どもさんの何%が、今このように就学前教育を受けることができるのかなというのを確認していきながら、今後の推計をとりながら、やはりこう計画を組んでいくべきではないかなというふうに考えるんですが、数字はよろしいから、その辺の計画だけ、ちょっと教えてもらえませんか。

学校教育課長 これにつきましては、このアンケート調査に基づきまして、子ども・子育て支援の事業計画を立てております。その中で、それぞれの今言われました希望率、それぞれ年齢ごとによる希望をとりまして、その集計の上で必要な量というものを示しております。それに対して福崎町として確保、その受け入れができるかどうかということも事業計画の中で検証して、規制するようになっております。

現在のところ、アンケート調査で調べた数値を十分福崎町内で確保できるという結果になっております。

富田昭市議員 現在はできておりますけれども、これは大体5年計画をされていきながら、そ

して、将来的なその体制を確保していくんだというのが、本来のこの目的になると思うんです。この保育教育の見込み量というのは。

ですから、この辺がやはりこうしっかりと数字を出していただきながら、今後の見通し、そのものを指示、提示していただきたいなというふうに思いますので。

学校教育課長 事業計画の中では、今検討しているものとしましては、3号認定のゼロ歳児につきましては28人の量の見込み、希望が出てくるだろうということで、それについては町内で確保できると。

それから、3号の1・2歳児では152人ということで、これについても確保できるということになっております。3号全体では180人という数字になります。

また、2号認定については、全体で420人の希望ということ、量の見込みということで、それについても町内での確保ができるという見込みとなっております。

富田昭市議員 量の見込みは私もこちら、これを見てわかっているんですけども、やはり結局その要保育率ですね。全ての子どもさんたちに、認定こども園に行っていて、学んでもらうのが本意ですけども、なかなか行けない子どもさんがいるというふうになりますと、やはりその子どもたちにも、いろんな方策を持ちながら、幼児教育をしていかなければいけないのではないかなというふうなことも考えられるんです。

ですから、その点は、今後しっかりと検討していただいて、その数字を出しながら、ここに来られない子どもさんたちにも、目をあてられるような、そういう取り組みも強化していただきたいなというふうに思います。

次には、学童保育の状況について、お話をさせていただきます。

本来これは昨年25年の本町の学童保育の平均登録者数が120人になっておりましたね。そして、年間の延べ利用者児童数が975人と載っておりました。そして、利用場所といたしましては、現在は小学校の空き教室で、遊びとかあるいはその教育の場を提供し、そこに集まってくる子どもたちの健全育成に努めているわけなんです。

そして、利用している年代を調べてみますと、小学校の1・2年生が特に多く、そして、3年生、4年生の順になっているわけでございます。

先ほども若干申し上げましたけれども、現在ではこの就学児童のいる母親が48%も働いているわけなんですけれども、社会状況を見てみますと、今後この数字はさらに、ふえ続けるのではないかなというふうな感じがするわけなんです。この辺のお考えはどのように思います。

学校教育課長 事業計画におきましては、この利用者アンケートをもとに5年間の計画を立てております。この5年間の計画におきましては、このアンケートの結果をもとに、計画を立てるということになっておりますので、将来的にその就労の保護者の割合がふえていくということになれば、次期の計画ではそのあたりを反映させたものにしていく必要があるだろうと思います。

現在のところは、この事業計画については、そのアンケートをもとにということで進めております。

議長 質問議員に申し上げます。ただ今の質問の学童保育につきましては、通告の子ども・子育て支援制度、新制度外でありますので、通告の範囲にとどめた質問に変えてください。

富田昭市議員 それでは、新制度における福崎町の利用負担額について、お尋ねをしてみたい

ます。

これは、国の説明では、予算の算出基準が住民税であることから、新年度より保育料の算出基準を現在の所得税から住民税に変更を求めることということでございますけれども、利用者のご負担並びに町独自の負担額には差額が発生するのではないかというふうに懸念をしているものでございます。

そこで、初めに1号認定の利用者負担について、お尋ねをしていきたいと思えます。

1号認定の利用者負担は、2号、3号認定の利用者負担額とバランスを加味しまして、国基準の第3階層と4階層をそれぞれ2区分に細分化しまして、年齢区分については、2号、3号認定と同様に、3歳児の区分を設けまして、国基準よりさらに細分化をされているわけでございます。

これはこの前配付されたこのページ、これによりますと、要するに1号認定をもって、この3歳児の第4階層の例をもって話をしますと、この平成27年度の国が示す利用負担額は、町民税所得割課税額が21万1,200円以下の方でもって、国の利用負担額が2万500円になっているわけなんですね。この国の示す金額ですね。

そして、福崎町では、利用者負担額につきましては、この4階層を2分割して、町民税所得割課税額を13万3,000円以下と21万1,201円以下の細分化に幅を持たせているわけなんです。

それによりますと、4階層の3歳児の利用負担額が、福崎町では二通りになりまして、このAのほう、13万3,000円以下の方は5,400円、これ対国の基準比率の26%に当たるわけなんです。そして、下の段をBといいますけれども、Bが7,100円、これも負担率が35%になっているわけなんです。

そして、これを別の資料で見ると、この公立幼稚園の保育料は一律5,000円となっているというふうに書いてあるところがあるわけなんです。この違いについて、説明してもらえませんか。

学校教育課長 1号の保育料につきましては、幼稚園部分に当たります。これまでは公立の幼稚園の運営だけで、私立への直接的な負担というものはございませんでした。ところが、新制度になりますと、私立の幼稚園部分や認定こども園の1号部分、町外の私立のところになりますけれども、これについては新たに市町の負担が発生してまいります。

この私立の幼稚園部分の利用に対して、新たに町の費用負担が求められることと、それから国のほうがこれまで特に幼稚園保育料については基準を示しておりませんでしたけれども、新たに1号認定ということで基準を示してまいりました。そちらのほうが所得による応能負担ということで、国の基準が示されました。そういうことから、福崎町においても、これまで定額制でありましたけれども、所得に応じた保育料に変更というか、所得に応じた保育料を設定していくということで、方針を決めております。

富田昭市議員 応能負担というのは、すなわち各自の能力に応じて負担をするということですね。応能負担というのは。ところが、この所得に応じて課税するということは、すなわちその応益負担という形になるのではないかというふうに思うんですね。

応益負担というのは、所得に応じて租税を負担するという形になっていますので、そうなりますとこの応能負担というのは、その人の能力によって払うということになれば、その能力がなければ払わんでもいいのかなという感じになりますけれども、その辺はどうでしょうか。

学校教育課長 ここで言います応能の能というのは、この所得を基準として判断するというこ

とでございます。

富田昭市議員 いろんたとらえ方がありますので、所得を応能負担というふうに言われたらもうそれでいたし方ないんですけれども、やはり私はこの部分については応益負担ではないかなというふうな感じがしましたので、確認のために質問したわけでございます。

そしてその1号認定の保育時間は時間が短くて、給食費も含まれないので、このような設定金額になっていると思いますが、その教育と保育の格差が出ないようにお願いをするわけでございます。

要するに、1号認定の子どもは満3歳以上で、就学前の保育の必要がない子どもで、そして、新制度で運営される幼稚部に通園するわけですが、こういう考え方でよろしいんですか。

学校教育課長 そういう考え方で進んでおります。

富田昭市議員 それでは次に、2号、3号認定について、お尋ねをいたします。

2号認定の子どもは、3歳以上で保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども、そして3号認定の子どもというのは、満3歳未満で、保育の必要性があると認定された子ども、このような理解でよろしいのでしょうか。

学校教育課長 はい、そのとおりです。保育の必要性の認定を受けて、保育の必要性があると認定された方が、0から2歳であれば3号認定、それから3歳から5歳が2号認定ということになります。

富田昭市議員 そしてその2号、3号に認定された子どもたちは、その新制度の認定こども園の保育部に通園すると思いますが、これも間違いありませんか。

学校教育課長 そのとおりでございますけれども、実際の園の活動におきましては、1号、2号もそれぞれ教室が分かれておるわけではございませんでして、1号、2号とも混合で教室を編成しております。それで、一緒に朝から1時半まで、1号認定の保育児間内は一緒に就学前教育を受けると、1号はそこから家のほうに帰りまして、2号認定については、それ以降は保育に入るということでございます。

富田昭市議員 実は、このようなことがご父兄の方にはもう全然わかってないんですね。

今回私は委員会で報告がありましたから、このように質問をして、もしこの状態を見ている方に、わかりやすいように課長のほうから説明してあげれば、より一層わかるのではないかなという感じがするんです。やはりいろんな問題点があるときに、我々議員はこのような形で取り上げて、そしてこの辺で議論していきながら、あとは住民の方々に見ていただいて、ああ、こうなったのかなというのを理解していただければ、我々の責務は成り立つというふうにも考えていますので、その点はよろしくお願いをするわけでございます。

そして、この認定を受けるためには、保護者の就労時間、働いている時間に応じまして、1カ月48時間以上の就労が必要であり、そしてほかに保育を必要とする事由、そのことについて、ありますけれども、全体の何%の保護者がいるのか、それにこの認定はもう済んだのか、あるいはこれから進めるのか、その辺はどうなっておりますか。

学校教育課長 全体のパーセントというのは、資料を持ち合わせていませんので、ちょっとご答弁できないんですけれども、現在の申し込みについては、11月から各園で申込受付をいたしました。さらには、ほかの役場とか、そういうところで受け付けの日も設定いたしました。

そこで、大部分の方には来ていただいたんですけれども、その後も随時教育委員会、あるいは幼稚園等に相談があれば、その都度、受け付けをしております。

富田昭市議員 認定のほうはもう終わってるんですか。

学校教育課長 はい、書類の提出を受けまして、その時点であらかたその認定書を渡すわけではないんですけれども、就労時間を書類を見ながら確認いたしまして、その時点で例えば保育の必要性の認定をできる、それから、保育短時間と長時間というのがございますので、どちらを希望されるか、就労時間等も合わせまして、それぞれ保護者の方にお話をしながら決めております。

その時点で、明らかに認定に係らないというような方については、お話をさせてもらっております。最終的な認定を決定するのは、来年の1月ということになります。

富田昭市議員 それでは最後に、2号、3号の利用者負担について、お尋ねをしておきます。

この2号認定の第4階層ですが、この国の示す所得割課税額がこの保育標準時間であるこの3歳児の利用負担額が福崎町の利用者の負担がなく、2万7,000円というふうになっているんですね。国の負担額が。これが、4階層の3歳児。これが2万7,000円になっているわけなんです。そうすると、保護者の方は国の標準と同じような形の2万7,000円を支払うように、この図では書いてあります。

そして、この2万7,000円については、補助というのはいらないんでしょうか。そのまま2万7,000円を保護者に支払いをしてもらうんですか。確認です。

学校教育課長 この利用者負担額については、それぞれ保護者の方がお支払いいただくものになりますので、国の負担額、国の決めました基準額と、同額ではございますけれども、これについては今年度の額と来年については、同じ額で決めていこうとしております。

基準額は一緒になっているんですけれども、それぞれの階層ごとの利用額負担のバランスということで、昨年度もこの額で進めております。

議 長 国の補助があるのかなのか。

学校教育課長 国の補助というものはございません。

富田昭市議員 それで、あともう1点はこの5階層の方の所得割課税額が13万3,000円未満と、4階層の税額9万7,600円未満とのこの利用者負担額がこれ同額なんですね。これ見てみますと。こちらのほうにおきましては、国のその指定された金額の65%という形になっておりまして、非常に緩和されているわけなんです。

そして、この負担が、この4階層と5階層の方のご父兄の負担額が一緒ということは、ちょっとこれ問題があるのではないかなというふうに思いますが、その点はどのようにお考えですか。

学校教育課長 この利用者負担の区分でございまして、階層的には国のほうは8階層、福崎町の場合は第5階層を二つの区分にしておりますので、9に分けておりますけれども、この保育所の保育料の段階、過去から福崎町としては第1階層、第2階層、第3階層、それから第4と第5の分けた額の一部を一つ、それ以降の分について全額同じという保育料の考え方でやってきておりますので、来年度についてもその考え方を踏襲したものになっております。

富田昭市議員 はい、わかりました。

認定こども園の開園まで準備期間はあと3カ月ですね。3カ月。計画をしっかりとさせていただきまして、事故のないようお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。以上です。

議 長 以上で、富田昭市議員の一般質問を終わります。

本日の一般質問は、これで終了いたします。

以上で、本会議 3 日目の日程は全て終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

あすの本会議は議事の都合により休会としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、あす 18 日の本会議を休会とすることに決定し、12 月 19 日の本会議を、本会議 4 日目といたします。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 1 時 40 分